

法人税論議の前提を再検討する

慶応義塾大学経済学部教授

井手 英策

Copyright 2015 The Authors. Copyright 2015 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

法人税論議の前提を再検討する

慶応義塾大学経済学部 井手英策



はじめに

慶応大学の井手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回はまずもって皆さんにおわびをしなければならないことがあります。それは何かと言いますと、当然こういう場では面白い話をしなければいけないという責任をいつも感じているのですが、今回はそんな話にはならない、ということです。最近の政治の動きを見ていて、これは市長会とか知事会とか全体の動きを見て感じることなのですが、その時その時の財源 争いに血道を上げる傾向が強くなりすぎていると思えてならないのです。

僕は財政学者をやっていまして、僕とは全く思想を逆にするような経済学者がたくさん日本にはいるのですが、そうした方々の非常に大胆な議論を見ていると、このままだと近い将来大変なことが起きるなという危機感を持たずにはいられません。当然、行政の現場におられる方、政治にかかわれる方というのは、財源をどれだけ豊かにするかということが極めて 重要であることは私も理解はしております。

ただ、法人税、特に地方の法人課税について話をせよというということで今回のお題を頂 載したのですが、もう既に経済学会の中でも「地方の法人税なんて廃止してしまえ」あるい はそれに近いことを声高に叫ぶような風潮が強まっています。当然、そういうことをまじめ に考えているわけはないでしょう。ですが、そういう極端なところに一応の着地点をつくっ ておきながら、妥協でどこまで自分たちのほうに引っ張り込むかということで議論をしてい るように見えます。

その意味で、一方で目先の財源争いというのは政治の宿命ではありますが、他方で本当に

差し迫った時に備えて、きちんと「なぜ地方の法人課税が必要なのか」ということを理論武 装しておかないと、一気に押し切られる可能性があると僕は思っています。問題意識はそう いうところにあるのです。ですが、そういう話をしようと思うとどうなるかというと、「な ぜ法人税が必要なのか」という、形而上学的な問い、哲学的な問いに帰っていくしかないわ けです。ですので、今回はまずもっておわびしなければならないというのは、最初はとても 退屈な話から始めなければならないということです。

ところが、昔の言い方をまねすれば、左手にマック、右手にリチャード・グードの著書 『法人税』を持つという、このあり得ないコンビネーションで出発していくわけであります が、幸いにして今回お話をする機会をいただき、私は丸2週間ぐらいひたすら古典を読むこ とができました。その話を皆さんにするのが果たして意味があるかどうかはわかりませんが、 今回は以上のような気持ちでやってきたということをまずお伝え申し上げたいと思います。

ただ、それだけでは面白くありませんので、もうすこし政策論に入っていったときに、本 当に巷で言われているような法人税減税論は財政学的な根拠があるのかどうかという点も問 いたいと思います。あたかも減税をしないと日本経済は滅びてしまうかのような雰囲気が現 在漂っておりますが、本当に法人税は減税しなければならないのかというところにも入って いきたいと思います。それを踏まえて、最後に私の本来の専門であります財政史の観点から、 日本の地方法人課税のどういうところに歴史的に見た大きな問題があるのかということをお 話しできればいいなと思っております。

すみません、言い訳が長い報告というのは大体ろくでもない報告なのですが、本当にいろ いろなことを勉強してきて、今回は詰め込んでおりますので、できる限りわかりやすくお話 をさせていただければと思っております。

1. 法人税の理論・課税の根拠

まず、(図表 4-1)をご覧ください。法人税の理論、課税の根拠について考えましょう。最近 の議論の中で法人税を廃止するというような大胆な議論が出てきていますと申し上げたんです が、現実には財政学説史の中を見ていると、法人税廃止論というのは決して新しい主張では ない。実際、日本の場合、法人税が出てくるのは昭和 15 年の税制改正の時ですが、当時は所 得税は3つに分かれており、その中の第1種所得税と呼ばれていたものがこのときに法人税と して独立をする。

そのときにはまた、個人所得税のほうが、やや専門的に言えば人税として純粋化していく プロセスでもあります。つまり、分類所得税として勤労所得税を入れ、かつ、その中に源泉 徴収を入れていくということと、あとは総合課税をやりまして、たしか課税最低限が5,000円 でしたでしょうか、ある一定の金額以上のところに極めて強い累進度を持つ超過累進所得税 をかけていくという、二本立てにする形で、個人所得税の人税としての純粋化が進んでいく のですが、その過程で所得税から切り離されてれて法人税が独立してくるわけです。出発点 からして、法人税は人税なのか物税なのかという、今につながる問いがあったわけです。 (図表 4-1)

序:古くて新しい法人税廃止論 ・法人税が日本で創設されるのは昭和15年 ・アメリカでは戦前から法人税廃止論がある ・日本経済研究センター(2014)→法人税割や所得割等、応能性が強く、住民の意思決定や自己責任を阻害=これらの部分を廃止も含めて検討し、固定資産税にシフトするという提案

まず、所得税でありながら、個人所得税が純粋化していく中で、法人税が分離していくと いう歴史の中に、法人税の曖昧さが刻印されているわけです。とりわけアメリカの場合は、 ニューディール期に内部留保に課税をするという有名な話がありますが、アメリカの中では 法人税への批判は非常に強かった。これは後で話しますが、日本に来たカール・シャウプ自 身がその流れに位置づけられたわけで、個人段階で課税をするということが基本であって、 法人段階の課税は必要がないという議論はアメリカの中で根強かったわけです。

そういう歴史を知っている立場からすると、日本経済研究センターの報告書をやややり玉 に上げている感じもありますが、法人税の縮小を大胆に訴えるこういう報告書というのは決 して目新しいものではない。この中で何が言われているかというと、まずは法人税を 10%下 げましょうということです。これを国レベルで下げるか、地方レベルで下げるかという論点 があるわけですが、例えば、法人住民税の中の法人税割とか、事業税の中の所得割というも のは、そもそも応能的なものである。したがいまして、地方税としては不適格であるため、 このようなものはもうなくしてしまえというような提案がなされていくわけです。

とりわけ、皆さんご存じのように、地方レベルで法人に対する課税というのは超過課税が かなり広まっております。私たちの見えないところである特定の地方団体では超過課税が行 われていて、そのことが租税を巡る負担の議論、さらには支出を巡る議論の中で、自治体の 「無責任性」につながっているのだといった批判があります。また、放漫財政を維持しなが ら、税は投票権のない企業にかけることが財政の無責任性につながっているんだという批判 をしながら、法人住民税や法人事業税の大幅に削減・廃止して、固定資産税にシフトしてい くべきだというような議論も出てきています。

僕はこの議論を聞いて「ああ、なるほど」と思いました。後でお話をしますが、そもそも 地方税は応益原則、利益原則に基づかなければならないという考え方、これは僕たちにも責 任があるような気がするのですが、地方税と言えば応益税という理解がかなり浸透していま す。 ところが、財政学の古典やテキストを読んだときに、そう言い切っている本はほとんどな いのです。つまり、税はあくまでも応能原則であって、これは地方税であれ国税であれそう なんだというわけです。ただ、その応能原則のもとで地方税を課すときには利益説も加味し なければならないというのが一般的な理解だと思います。しかしながら、これは非常に重要 な点ですので最初に強調しておきたいんですが、地方税と言えば応益税でなければならない というような議論が余りにも広がっているということです。そこは少し慎重に議論したほう がいいです。

(図表 4-2)

「人生における他の多くの好ましい物と同じく、法人税 は錯誤や欺瞞を経てこの世の中に生まれたのである。 ゲルハルト・コルム

(図表 4-2)でコルムの文を引用していますが、優秀な研究者は面白いことを述べます。「人 生における他の多くの好ましい物と同じく、法人税は錯誤や欺瞞を経て、この世の中に生ま れたのである」と。つまり、法人税というのはそれ自身として理論化することは極めて難し いということです。しかしながら、世の中における好ましいものというのは大体そうなんだ よと、そもそも理論でさっくりと割り切れるようなものというのは、この世の中には存在し ないと述べているわけです。このコルムの言葉が、法人税の性格を極めて象徴的に表してい ると思います。

今回は僕の大好きなシャウプから入るわけですが、この「シャウプ勧告」というのは財政 学者にとって「導きの糸」なのです(図表 4-3)。戦後税制の到達点であり、一番理念的に優れ た税制改革案であると言われております。このシャウプ勧告の中で、住民税だけは非常に面 白い記述があります。それは何かというと、法人は住民税を課されるべきではないと言って おります。これは基礎自治体の皆さんが聞かれたらぎょっとするようなことだとは思います が、シャウプははっきりそう言っています。これは覚えておいてください。この点は、また 後で問題になります。 (図表 4-3)

1. 導きの糸としてのシャウプ勧告 シャウプ勧告 第11章 住民税 「法人は住民税を課されるべきではない。株主は住民税の内の所得的要素によって、配当を受け取るとき、または、その株式を売却して譲渡所得を実現するときに課税を受けるであろう。」 → 税制の基礎を作ったシャウプは法人擬制説を徹底 → 法人(住民)税はどのように正当化されるのか?

また、シャウプは「株主は住民税のうちの所得的要素によって、配当を受け取るとき、ま たはその株式を売却して、譲渡所得を実現するときに課税を受ける。」とも述べております。 個人段階で課税されるため、法人段階の課税は必要ないという、言わばアメリカ的な議論を そのまま日本に持ち込んでいるわけです。ですから、市町村レベルでは法人税は要らないん だということを言っている。まさに法人擬制説を徹底するような議論で、法人が実在する存 在なのか、人間がつくり出した擬制なのかという議論でもありますが、ともかくも擬制説を 徹底しているわけです。法人なるものは存在しない、あくまでも人間の集合にすぎないと。 こういうことをシャウプに言われると、一体私たちはどのようにして法人税ないし法人住民 税を正当化すればいいんだろうという問いに突き当たってしまうわけです。

ここからは難しい話なのですが、すこし重要なのでお話をさせてください。なぜ法人税を かけるのか。今の法人税全廃論者、縮小論者というのはそうした法人擬制説に立つわけです。 ですから、個人レベルで課税をすればいい、法人税は要らないと言っているわけです。しか し、擬制説が本当に正しいのかということを考えなければいけないわけです。法人はきちん と存在する、よって法人に税をかけなければならないという実在説があるわけで、これはご 存じのように神学論争なのですが、擬制説を声高に叫ぶ人たちに対して、実在説の存在を声 高に訴えていかなければならないわけです。ですから、その実在説について今回はあえて正 面から取り上げて考えてみたいと思います。

まず一つ「特権説」という考え方があります(図表 4-4)。これは流通税の中での免許取得税 という発想に近いでしょう。言わば権限を与えられたことによって、そのことに対する見返 りを支払わなければならないという考え方です。株式会社というのは、日本の場合は会社法 で規定されるわけでありますが、一切の権利・利益が国家権力によって付与されている。そ れが単なる個人の集合であれば、法律によって株式会社という地位を与える必要はないとい うわけです。

(図表 4-4)

2.法人課税の理論的根拠 特権説 株式会社は、一切の権利・利益を国家権力から与えられる許可に負っている 株式会社形式で事業を営む利益・特権に対する負担 利益説(=社会費用の配分説) 教育、衛生、財産の保護or公害や混雑等の外部不経済 原価計算には入れないような社会費用を分担する

ですから、個人の集合ではないということを法律で一旦認めながら、様々な権限を株式会 社に対して付与しているということで、そのことに対する負担を負わなければならないとい うのがこの考え方です。例えば、株式会社が資金調達をするときに、株式を発行して資金を 調達しますが、それは全国的な株式市場が存在しなければできないわけです。そういう国家 の機能整備に拠っている、あるいは、株式会社は株主の有限責任とか永続的な生命体である というような様々な特徴が国家によって付与されている、そのことに対して財政負担をしな ければいけないということがこのような一つの考え方になっています。

次の「利益説」というのは、財政学でいういわゆる利益説とはすこし異なります。「社会 費用の配分説」というのがグードの言い方になりますが、要は、利益だけではなくて損益も 含めて、例えば教育や衛生や財産の保護というメリットだけではなく、公害や混雑等の外部 不経済に対するコスト、こういったもの全て、つまり受益も害悪も企業の原価計算には入っ てこないため、こういった部分を社会的な費用とみなして、その負担を求めなければならな いという考え方が、この「社会費用の配分説」(=「利益説」)という考え方になります。

次に、僕が個人的に面白かったのが次の「支払い能力説」なのです(図表 4-5)。僕たちは応 能説とか支払い能力説といったときには、はっきり言えばお金持ちはたくさん税を払いまし ょうというふうにまず考えます。しかし、そうではないのです。それも確かに一部ですが、 そもそも支払い能力というのは何なのか。 (図表 4-5)

• 支払い能力説

– 支払い能力は強い道徳的説得性に支えられる→明
 確な理論的根拠を見出しにくい

- 支払い能力=社会的優先順位の低い所得や富(所得の性質、社会政策、経済政策etc.)

• 社会統制説

ー 株式所有と配当は、所得と富の不平等の源泉

- 所有と経営の分離=大企業経営者の恣意的な権力 の抑制

例えば、アリストテレスに立ち返っていけばわかるように、公平性には2つあるわけです。 正義という場合には、いわゆる「配分的正義」と呼ばれるような正義と「矯正的正義」と呼 ばれる正義があります。これはアリストテレスの「ニコマコス倫理学」からの引用なのです が、豊かな人からたくさん税を取るというのが一つの公平のあり方であり、これは「矯正的 正義」と呼ばれます。格差を矯正する正義という意味です。

ところが、もう一つの「配分的正義」というものは、2倍頑張った人が2倍の給料をもら うのが正義だというわけです。つまり、比例的な発想で格差は認めようと。しかし、2倍頑 張った人が2倍もらって何が悪いんだというわけで、このような公平性の考え方もあるわけ です。その意味では、「配分的正義」を採用した場合には、矯正的な正義、つまりお金持ち がたくさん税を払うべきであるということそれ自体は正当化されないわけです。実は、いわ ゆる「支払い能力説」、つまり金持ちはたくさん税金を払えという考え方は、道徳的な価値 観に極めて強く依拠しているというわけです。より豊かな人はより多くの税を払わなければ いけないという考え方は道徳的な価値観に依拠している。それはあくまでも一つの考え方で あって、租税理論としては適切ではないという考え方もここに成り立ちうるわけです。

それでは、支払い能力とは何か。これも微妙なのですが、社会的に見て優先順位の低い者 にかけていこうという考え方になるのです。本当に微妙な言い方ですが、いわゆる「支払い 能力説」とは少し違っていて面白いという意味でご紹介申し上げています。なぜ微妙と言う かというと、例えば、所得というときに不労所得と労働所得があるわけです。不労所得は社 会的に優先順位が低い、よって税金をかけろというわけです。しかし、これはあえて言えば さきほどの「矯正的正義」そのものの考え方なのです。ただ、社会の価値として労働所得よ りも不労所得のほうが不要であると社会では考えるでしょうと、つまり働かずに稼いだお金 のほうが不要だと考えますというわけです。

あるいは、社会政策的に言えば必需品よりも贅沢品のほうが要らないですと。経済政策的 に言えば貯蓄よりも消費や投資のほうが大事ですというような、社会的な有用性を考慮し、 優先順位をつけて、優先順位の低いものからかけていくというような「支払い能力説」もあ り得るということです。ですから、いわゆる応能説、豊かな人がたくさん税をとられるとい う説に加えて、社会的に見て有用度の低いものにも税をかけていこうという考えまたも支払 能力として位置づけられるというのが財政学の考え方になってます。

他方、次の「社会統制説」というのはわかりにくいのです(図表 4-5)。マルクス経済学の影響が強いのかもしれません。結局、株式所有とか配当というのはまさに不平等の源泉でしょうというわけです。よって、そこには税をかけないといけないという話があり、とりわけ所有と経営の分離が進んでいく中で、所有者と経営者は完全に分離しているため、経営者に対して所有者は適切なコントロールができていない。その意味で大企業の経営者が恣意的に権力を行使していく可能性があるため、そこに税をかけることで大企業経営者の恣意性をコントロールしなければいけないという考え方です。これは紹介しているだけで、こういう考え方もあるということです。

(図表 4-6)

• 政府共同者説(≒利益説)
 利益説は受益と負担の関係が明白なときに限られる→財政学では有力な見方=能力説に利益説を加味したものが地方税という定義
ー 政府は企業の共同者であり、所得の分前に政府が あずかる権利がある→個人に分配される以前にその所 得に課税することは許される

最後に「政府共同者説」です(図表 4-6)。これはゲルハルト・コルムが主に言っていること ですが、1つ目は先ほどすこし述べたため、下の方の2つ目をごらんいただきたいと思いま す。これは「政府は企業の共同者である」という考え方です。これは面白い考え方です。政 府と企業は普通分かれるのですが、政府は企業の共同者であるというのです。さきほどと同 じ考え方です。特権を与えて企業はどんどん儲けていくわけですから、そのもうけの分け前 に政府は当然あずかる権利があるんだというわけです。よって、税をかけるという話ではな く、企業のもうけの一部は政府のものであるという考え方です。これが「政府共同者説」と いう考え方です。ですから、個人に分配される以前にその所得に課税することは当然なんだ という考え方になります。

いろいろ話をしてきたわけですが、結局、言いたかったのは、個人所得に課税をしなけれ ばならないという議論を超えるほどの法人の実在説という研究の厚みがあって、このことを きちんと押さえた上で、企業課税がなければ駄目なのですということを理論的に言えるよう になっておかなければならないということです。これが今回私が言いたかったことの1つ目 です。

(図表 4-7)

3. 二重課税をめぐって
• 擬制説論者から出される「二重課税」問題
1. 所得はその循環する流れの各段階ごとに課税される
2. 株式は、企業の実態にほとんど知識も関心ももたない 株主の手に移っている(「二つの密接な関係にある経 済的存在の所得に対する別個の課税」(R.グード) 「単税制度を採り得ぬ限りは、二重課税あるいは多重 課税の問題はなくならないであろう」(G.コルム))
3. 法人税の転嫁の問題

一方、法人擬制説論者が必ず主張するのが二重課税問題です。これは、法人段階で課税し、 さらに個人段階で課税するため、それは二重課税であるというわけです。そこをお互い調整 しなければならないということを、これまでずっと言ってきたわけです。この二重課税問題 に対して明確な立場を示しておかなければならないでしょう。このように述べると、皆さん は「井手さんは頭悪いね」と思われるかもしれませんが、税なんていうものはそもそも二重 課税なのです。

所得税をかけて、かけられた所得を使って消費して、また消費税をかけられるわけです。 こんなのは二重課税だと言ってしまえば全部二重課税です。ガソリン税などはその最たるも のでして、二重課税というのは世の中に横行しておりますし、二重課税でない税などないと 言っても過言ではありません。よって、二重課税は駄目だと言うのであれば、全て税をやめ ろということになっていく。そういう議論をしても仕方がないわけでして、税というものは そもそもの話、それぞれの段階でかけられるという当たり前の常識に立つ必要があります。

つまり、要素市場の中で土地や賃金、資本に対して税をかける、要素市場の中でサービス にかけるという話と、それが家計を通って家計の段階でかけるという話と、家計を通して生 産物市場にお金が流れ込んで、生産物市場で物を売買する中で税をかけるという話、そして、 それが企業の収益になって企業にまたかけるといった話があり、それぞれの経済的な循環の 段階があって、それぞれの段階でかけるということが租税論の基礎です。ですから、このこ とを考えれば、法人段階でかけるということと、個人の所得段階でかけるということをもっ て、二重課税だというのは明らかに間違っているということになります。

それから、グードとコルムが面白いことを言っているのですが、企業と個人、株主という のは明確に分かれているというよりも、2つの密接な関係にある経済的存在だということは 認めた上で、それぞれの所得にかけている別個の課税だという見方、あるいは、さきほど述 べたように単税制度をとらない限りは、つまり1つの税で土地にだけかけて、あとは税金な しとか、そんな税金にでもしない限りは、二重課税あるいは多重課税の問題はなくならない ため、それぞれの段階で課税することで妥協するしかないというような話です。

このように二重課税論というのはきちんと批判していかなければいけないと思いますし、 同時にそもそも転嫁の問題があって、法人にかけて株主にかけるから二重課税だと言ったと ころで、もし法人や企業が全部転嫁していれば二重課税でも何でもないわけです。もしそう であれば、転嫁していないことをまず証明してもらわなければいけないわけですが、そんな ことができないことは財政学者はみなわかってます。ですので、少なくとも法人課税に関し ては、二重課税ということを言っても仕方がないというふうに言っていいと思うのです。

(図表 4-8)

4. 擬制説からの修正を積み重ねた歴史
• シャウプ勧告からの換骨奪胎
ー 法人純所得に対する35%課税、25%の配当税額控除、 留保利益累積額への1%課税、キャピタルゲイン全額課税
「譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除こそはわれ われの勧告の中で最も強調されているところ」
→ 昭和28年キャピタルゲイン課税廃止、昭和30年二段 階税率の適用(佐藤・宮島「擬制説の破産」)

その中で、日本の税の歴史、シャウプ勧告の話を見ただけでも、擬制説か実在説かという 議論が不毛であることがわかってくるのです。どういうことかというと、ご存じの方は少な いかもしれませんが、シャウプの勧告に基づけば、まず法人段階で純所得に 35%かけます。 一方で、これを今度は配当として株主に分配したときにその配当の税額控除を認める。つま り、法人税で払った部分を控除します。このように 25%の配当税額控除をすることで二重課 税を調整しましょうというわけです。ただ、企業が内部留保を残して、これをずっと持って いるとすると、そのことに対するメリットがあるはずです。よって、1%の内部留保課税を 実施しましょうというわけです。

そして、ここが決定的なのですが、結局はキャピタルゲインに関しては全額課税するというわけです。つまり株主に対して、彼らがもうけているお金に対しては完全に課税をした上で、25%の配当税額控除で調整するという発想です。シャウプ勧告の中で譲渡所得の全額課税、つまりキャピタルゲイン全額課税こそがこの勧告の中で最も重要なんだとシャウプ自身が言っています。ですから、有価証券を強制登録制にするわけです。そこで完全に捕捉した上で、25%の配当税額控除をやるという話にしているわけです。

ところが、3年後にはキャピタルゲイン課税が廃止されるわけです。そんなものはできな かったわけです。というのも、当時は資本蓄積論が強かったため、そんなことをしたら資本 蓄積が一切進まないという理由から、これはあっと言う間に廃止されて吹っ飛んでしまった。 そして、昭和 30 年代になり、いわゆる中小企業と大企業の間の税率の格差、つまり企業が実 在であるということを認めてしまうわけです。これは、もし擬制説に立つのであれば比例税 率一本でなければいけないため、2つの税率を設けたということは異なる種類の実態のある 企業の存在を認めたということになる。

(図表 4-9)では、一番最後に書いてあるのは井藤半彌の古い言葉を引用してきたのですが、 シャウプ勧告の擬制説から始まり、一番最後のところで「次第に実在説課税の要素を加味し てきたことが、擬制説のみによることの弱点を物語っている」と。井藤半彌はまさに喝破し ているわけです。僕もそのとおりだと思います。(図表 4-9)の真ん中に書いてありますが、擬 制説を徹底するのであれば総合課税しかないのです。カーター方式でやるにせよ何でやるに せよ、とにかく総合課税をやらなければならない。だが、制度が複雑になりすぎてそれはと てもできない。これもまた財政学者の常識なのです。

擬制説を徹底することができないため、どの国の制度であれ、ある程度は実在説を取り入 れているわけですから、実在説なのか擬制説なのかと問うこと自体が実は不毛で、ある程度 は企業の実在を認めながらも、二重課税がないように精いっぱい調整していくということ以 上のことはできないと思います。ですから、あくまでも法人擬制説は一つの考え方であって、 そこに立脚して法人税を廃止するという議論は余りにも乱暴だろうということをここでは確 認しておきたいわけです。

(図表 4-9)

5. 法人擬制説はひとつの考え方
 法人擬制説と法人実在説の関係は「神学論争」だが、前者を 強調する議論が最近あまりにも多い
 実在説:利益説、社会的費用の配分説、支払能力説、法律上の人格(株主の企業に対する有限責任、配当決議と請求権)
 擬制説を徹底すれば総合課税→しかし、制度が複雑になりす ぎるため、実現できている国はない+法人税がなければ内部 留保や未実現のキャピタルゲインが非課税に
→ 「所有の主体にも客体にもなる法人(神野直彦)」
→ 「次第に実在説課税の要素を加味してきたこと・・・擬制 説のみによることの弱点を物語るもの(井藤半彌)」

今回はすこし重要な論点があり、次の(図表 4-10)になりますが、応益原則というのは結局 何なのだろうか、利益説とは結局何なのだろうかという問題です。これは、コルムもグード も同じようなことを言っていますが、なぜ課税できるのか、なぜ課税しなければいけないの かという課税の根拠の問題です。つまり、実在説というのは法人は実在するために課税しな ければならないという根拠の問題を議論しているわけです。その話と、何を課税標準にする のか、あるいは、どの程度の水準で税をかけるのか、つまり何にどの程度かけるのかという 話は全く別の問題だということを考えておかなければならない。

よって、法人擬制説なのか、法人実在説なのかという論争にはあまり意味がない。ただ、 我々の立場からは実在説をとるべきだと僕は考えていて、現実に企業が存在し、完全な擬制 説に基づいた税制は難しいという状況から出発すると、課税はやむを得ませんとこれを肯定 することになります。しかしながら、そのときに何を課税標準にするのか、どの程度の税率 を課すのかということは、これとは関係のない話です。ところが、現在行われているような 議論はこれらを混同していて、法人擬制説のみを課税の根拠とみなして、よって法人税は課 税すべきではないというふうに議論をするわけです。これは財政学的にみると、かなり大き な混乱だと思います。まずこのことを指摘しておきたい。

(図表 4-10)

	補調	論地	方法人課税	と利益原則
•課種	党の根拠の	と課税の	D水準の区別	
				して、行政サービスに 制を定めること
\rightarrow):	去人への	自治体の	D課税は正当化	化される
	and the state of the second		果税するかと∪ 意思決定によう	いうこと自体は社会的 って決まる

次に、利益原則というのは財政学者も含めて大きく誤解されているところがあり、この受益があるからこの負担をしなさいと考えがちです。例えば、政府が株式市場を整備したから、 そこにかかるコストは企業が負担すべきであると、つまり株式市場、株式企業が負担すべきであるという考え方を私たちは持ちがちなのです。しかし、これは学説的に言うと間違っています。利益原則というのはあくまでも誰かが租税負担の分配をされ、租税負担をしないといけないわけです。それは企業かもしれず、個人かもしれませんが、誰かが負担をしなければならない。税の負担を分配しなければならないのです。そのときに、行政による受益があるという事実を踏まえながら、税の負担を求めていくというのが応益説なのです。

っまり、1対1の関係であるのであれば、手数料や使用料でもいいわけです。このような 受益があるから、それでお金を払いなさいというのであれば、使用料、手数料でもいいわけ です。税でやるのは、もしかすると株式市場かもしれないし、職業訓練かもしれないし、ほ かの公共サービスかもしれないが、総じてあなたたちはいずれにせよ利益をもらっているの だから、課税の根拠として負担をしなければならないというのが利益説です。ここはきちん と整理しておかないといけないと思います。ですから、利益説的に見て課税の根拠として法 人への自治体の課税は正当化されるのです。どのようにかけるかというのは、また別の問題 です。このことを利益説との関係でお話をしておきたいと思います。

現在、企業は受益がどんどん減っているから税は軽くていいんだという議論になってしま っています。よって企業が海外に出て行くんだという議論にもなっていますが、それは間違 っているのです。受益が少なかろうが多かろうが、受益がある以上は払わなければいけない のです。少ない受益に対して多くの税を払うか、少ない受益だから少ない負担で済ますかと いうこと、これは、政治が決めることです。租税理論が決めることではありません。

ですから、少ない受益であれ多い受益であれ、受益があるということが大事なのです。受益がある以上は税を払わなければならない。様々な政治的な意思決定が当然あり得るわけで

す。なぜなら、それは社会的な有用性が低いと感じられて課税されるのかもしれませんし、 あるいは、左派的な影響力が強いのであれば大企業が憎いということが理由で課税されるの かもしれません。それはわかりません。しかし、この点ははきちんと整理しておかないとい けない。

2. 法人税減税は必要なのか?

前半戦は理屈の話ばかりになってきたため、ここから地方 6 団体関係者のみなさんにも関 心があるであろうお話をしていきたいと思います。

まず、学者の議論のしかたへの僕の疑問をお話ししたいと思います。それはどういうこと かというと、(図表 4-11)にあるように「法人減税は経済成長の源泉である」と。税を下げな いと成長しないという話をよく聞きます。これは面白いです。政治的に重要な色んな場でこ の論文はよく引用されます。Arnold et.al.とか Arnold2008 という論文がしばしば引用されま す。皆さん一度でいいのでこれを丁寧に読んでみてください。

(図表 4-11)

1.法人減税=経済成長は本当か?
 法人減税論者がしばしば引用するArnold et.al. 2011, Arnold 2008
ー 一人あたりGDPに対して、資産課税、消費課税、個 人所得課税、法人課税の順に悪影響を与える
ー 法人減税が経済成長率を促進する
→「歳入の十分性、公平性、簡素さ、コンプライアン スコストの問題などは、政府によって考慮されるべき例 である。法人減税が経済成長のレベルや割合を増大させ うるという示唆は、それだけでは、その政策を推奨する には不十分である。」

どういうことかといえば、この論文、つまりアーノルド氏らは、確かに1人当たりGDP を見たときに、資産課税、消費課税、個人所得課税、法人課税の順に悪影響を与えると言っ ています。つまり法人課税が経済に対して一番悪い影響を与えると確かに言っております。 そして、ここだけを引用してきて、法人税は減税すべきだという主張がなされるわけです。 誰も英語の論文をきちんと読まないため、ここで圧倒されて説得されてしまうのですが、しかし、この論文を丁寧に読んでみると、この作者が何と書いているのか。同じ作者が言っていることをその下に引用しています。

っまり、「歳入の十分性、つまり必要なだけの税収を上げるということ、あるいは、公平 性、さらには簡素さ、さらに言うとコンプライアンスコストなどの問題は、政府によって当 然考慮されるべき問題の例である」と書いてあり、このようなことが考慮されなければなら ないと論じている。そしてさらに、「法人減税が経済成長のレベルや割合を増大させるとい う示唆は、それだけではその政策を推奨するには不十分である」ともはっきりと述べている わけです。

っまり、私のやった計量分析では法人課税が一番GDPに悪い影響を与える、これは認め ると。しかしながら、そのことでもって法人減税をせよと私は推奨できないと言っているわ けです。なぜなら、税は歳入の十分性や公平性、簡素さ等を総合的に見て決めるものである からだと。論文の引用の仕方は相当慎重であるべきだと僕は思います。自己弁護ではありま せんが、僕はこういうことをしないように頑張っているつもりですが、こうした可能性があ ることに話を聞く方も敏感でなければいけない。これはみなさんへのメッセージです。

(図表 4-12)は、2012 年、13 年に出された 2 つの論文です。ちなみに、さきの 2008 年の論文 はよく引用されますが、これはOECDのワーキングペーパーです。ワーキングペーパーを 使ってそこまで言うのも・・・という感じなのですが、余り批判ばかりするのもなんなので、 2011 年の論文も引用しておきました(図表 4-11)。これはジャーナルに載った論文です。

(図表 4-12)

	内	在的	な批判	も多い
--	---	----	-----	-----

– Xing, 2012:計量分析の手法を変えると結果が変わる →「法人課税が個人所得課税よりも「悪い」税という明白 な証拠はなく、消費課税が所得課税より好ましい租税とい う頑健な証拠はない」

一 篠原健, 2013:歳入構造よりも、歳出構造の違いの方が、経済成長に大きな影響を与えている→成長を論ずるのならば、税よりも歳出構造の方が問題

もし税の転嫁が起きていればそもそも意味がない

⇒ 法人減税の経済成長への影響は財政学的には結論が出 ていない

他方、2012年、2013年に同じように学術的にこの問題に取り組んでいる人々がいるわけで

して、この方々の論文を読むと、この問題に関する内在的な批判があることを知ることがで きます(図表 4-12)。つまり、さきほどのアーノルド氏の議論に内在し、例えば最初の Xing さ んの論文を読むと、「法人課税が個人所得課税よりも『悪い』税という明白な証拠はない」 と結論づけられます。計量分析の手法を変えれば結果は変わるというわけです。また「消費 課税が所得課税より好ましい租税という頑健な証拠もない。」とも述べている。さきほどの アーノルド論文を引用して法人減税を訴える場合、「それではこの論文はどう考えたらいい んですか」ということがあるわけです。論文引用による主張の難しい点です。

あるいは、もう1つの篠原氏の論文、こちらが私の専門的には非常に重要なメッセージを 発信していまして、海外の社会科学でもこちらの見方への注目が集まっていますが、「歳入 構造よりも、歳出構造の違いのほうが経済成長には大きな影響を与える」と言う問題です。 つまり、法人税を減税すれば成長するという単純な話ではなく、歳入と歳出のパッケージで 考えないと成長を論ずることはできないというわけです。とりわけこの篠原氏の論文によれ ば、税よりも歳出構造のほうが経済成長には大きく効いているということです。

ですから、しばしば引用される論文をきちんと読んで、もうすこし広くサーベイすればその反論は幾らでもできるわけです。少なくとも僕が財政学者として言えることは、法人減税 が経済成長にどういう影響を与えるかということは財政学的には結論が出ていないとしか言 えないということです。言えるのは、せめてここまでだと思います。これがまず1つ目の問 題点です。

(図表 4-13)

2.企業は本当に減税を望んでいるのか? 東京都調査「法人の海外展開と公的負担」

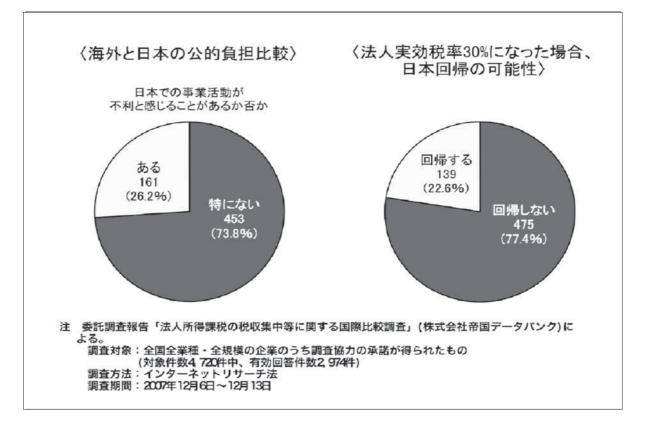
生産拠点を移す場合も、その他の場合も、ほとんどの理由は、人件費の抑制・雇用確保・市場規模の拡大

法人実行税率が30%でも8割近い企業が「回帰せず」と解答

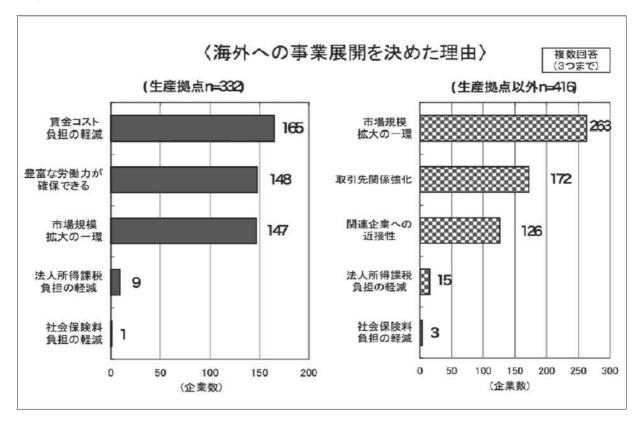
⇒ 産業空洞化の本質は法人税にはない

参考: Tannenwald, R. et.al. 1997: 労働者の質、関連企業の 周辺立地、インフラ等の方がプレゼンスは高く、税制は立地の 選択について多少の効果はあるかもしれないが、決定的なもの ではない

2つ目は、減税を財界が要求しているという話についてですが、「本当に企業が減税を望 んでいるのか」ということも見てみたいと思うのです。これは文章を読むよりも、(図表 4-13)~(図表 4-15)を見たほうがいいです。これはご存じの方も多いと思いますが、東京都が企 業に対して実施した調査です。 僕は東京都と意見が食い違うことが多いですが、法人税に関しては意見がピタリと合って しまいます。この調査では、企業に対して「なぜ海外への事業展開を決めたのですか」と聞 いているわけです。これは、生産拠点を移した企業と、生産拠点以外を移した企業との双方 に聞いているのですが、海外に行った理由、つまり(図表 4-15)の左側を見ると「賃金コス ト」、「豊富な労働力」、「市場規模の拡大」、そして、「税負担」、これだけです。ある いは、(図表 4-15)の右側を見たときにも、「市場規模の拡大」、「取引先の関係強化」、 「関連企業への近接性」、そして、「税」がくる。よって、税が理由で海外に行っていると いうのはかなり誇張された表現だろうということです。 (図表 4-14)



(図表 4-15)

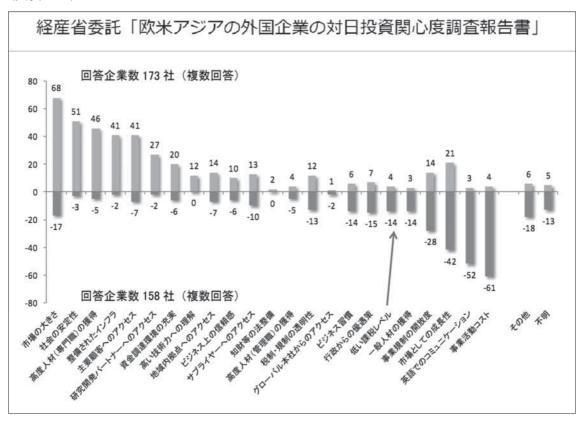


Copyright 2015 The Authors. Copyright 2015 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

(図表 4-14)には、「海外と日本の公的負担比較」というグラフがあります。これは公的負担についての質問でして、「税が理由で日本での事業活動が不利と感じることがありますか」という企業への問いに対しては、「特にない」が約7割です。さらに、この(図表 4-14)の右側の「法人実効税率が 30%になったら日本に帰って来ますか」という問いに対しては、「帰りません」という回答が8割近いわけです。これらを見ると、一体何を根拠に法人税を減税するんだろうということです。

次の(図表 4-16)は、税のことをそれほど意識せずに経産省が委託したものかとは思います が、欧米、アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書というものがあり、上のほうが日 本企業の強みで、下のほうが日本企業の弱みということです。日本企業の弱みを右から見て いくと、「事業活動コストが高い」、「英語が話せない」、「市場としての成長性が弱い」、 「事業規制が強い」、「一般人材がなかなか確保できない」というのがきて、ようやくその 次に「税金が高い」というのがくるということです。よって、この割合を見てもそうなので すが、やるべきことはほかにたくさんあって、税を下げれば成長するというのは余りにも安 易な議論ではないかという気がして仕方がないということであります。

(図表 4-16)

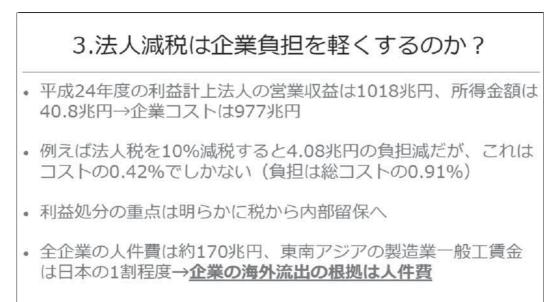


さらに、法人減税をすれば企業負担が軽くなるのかという問題があります(図表 4-17)。 減税すれば企業の負担は当然軽くはなるわけですが、(図表 4-18)の会社標本調査をごらん いただくと、ここでは利益計上法人の中で「営業収入金額」と「所得金額」を見ています。 その差額がコストになるわけですが、コストが非常に大きいわけです。

もう一度、(図表 4-17)で説明をしますが、平成 24 (2012)年度の利益計上法人、つまり黒字企

業の営業収益が 1,018 兆円あって、所得金額が 40.8 兆円であるということから、企業コスト は大ざっぱにいって 977 兆円ぐらいでしょう。ここで思い切って法人税を 10%減税しました とします。これは黒字企業に影響があるはずです。そのことで所得金額が例えば 10%負担が 軽くなったとして、40.8 兆円の 4.08 兆円の負担軽減があったとしましょう。しかしながら、 企業コストが 977 兆円ということを考えれば、利益はコストの 0.42%です。それから、総コ ストは赤字企業もひっくるめても 0.9%程度です。いずれにせよ、減税して意味がないとは言 わないが、コストとの比較でいうとほとんど無視できるようなレベルでしかないのです。

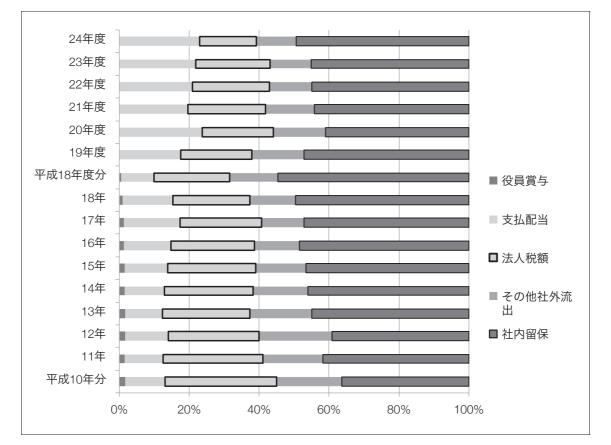
(図表 4-17)



(図表 4-18)

		うち利益計上法人				
	営業収入金額	営業収入金額	所得金額			
平成10年分	15,875,326	10.374.815	327,127			
11年	15,255,296	10,233,261	311,432			
12年	15,653,127	10,060,310	368,281			
13年	15,674,076	10,053,756	395,621			
14年	14,386,340	8,976,903	328,349			
15年	14,023,469	8,659,649	327,821			
16年	14,494,869	9,514,047	389,498			
17年	14,554,968	9,814,573	424,793			
18年	14,905,599	10,621,579	516,623			
平成18年度分	15,427,995	11,249,720	555,641			
19年度	15,628,935	11,432,973	551,829			
20年度	14,195,138	8,345,336	352,209			
21年度	13,241,457	7,415,003	303,024			
22年度	13,531,278	7,548,459	324,351			
23年度	12,756,237	7,670,968	339,403			
24年度	13,861,038	10,181,159	407,636			

次に、(図表 4-19)は、企業の利益処分をどういうふうな方法で行っているかというもの、 で、いわゆる益金処分を見たものです。その益金処分の中で面白いのは、多少見やすくなる ように左から2つ目で太く囲んでいるのですが、法人税額の割合はずっと減ってきているわ けです。つまり、減税が続くことによってずっと減ってきているわけです。その中で何を増 やしたかというと、皆さんもご存じのとおりなのですが、社内留保を増やしているわけです。 ですから、減税がどこに向かうかというと、まず益金処分の段階で見ていくと、これは社内 留保に向かっているなということが予想されるわけです。



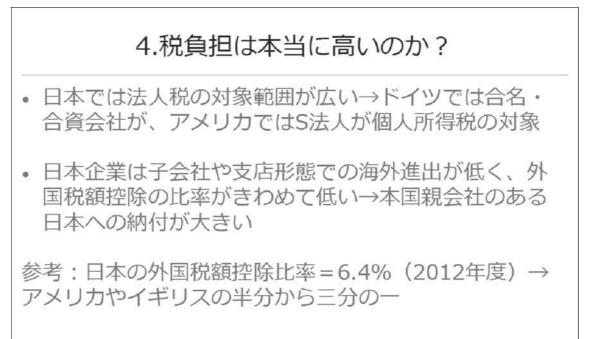
(図表 4-19)

一方で、法人減税を何に使うかというあるアンケート調査があり、それによると、「従業 員給料に使う」というのが順番でいうと3番目、4番目ぐらいです。確か「借金の返済」が 1位です。これは同じ東京都の調査でわかります。その際に、さきほどの話では、コストの 中の人件費は幾らかというと170兆円です。おまけに東南アジアの製造業の一般工賃金を見る と、日本の1割程度の賃金で働いているのです。

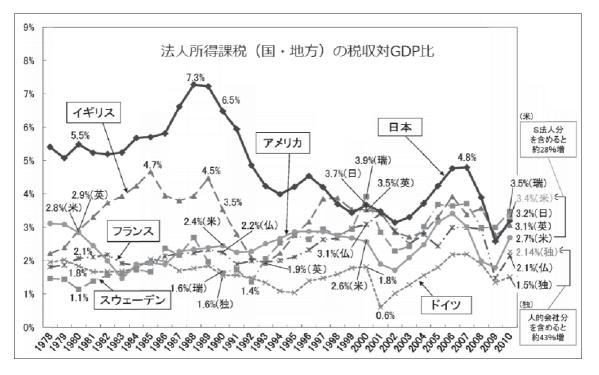
つまり、企業はコストの0.42%の税を理由に海外に出て行くのか、それとも企業コスト977 兆円のうちの170兆円を占める人件費があり、しかも日本の1割で人を雇えるため海外に出て 行くというふうに考えるのか。これは推して知るべしです。ですから、企業がアンケートに 答えたように、税を下げたからといって日本には帰ってくるかどうか怪しいし、しかも、企 業が海外に行く理由は税でも何でもない、人件費だと答えているわけです。その中でなぜ法 人税を下げなければいけないのかということは、もうすこしまじめに議論する必要があると 思います。

次に(図表 4-20)であるが、わが国の税負担は本当に高いのかという問題があります。日本 の法人税負担は高いとよく言われます。

(図表 4-20)



(図表 4-21)



財務省作成資料

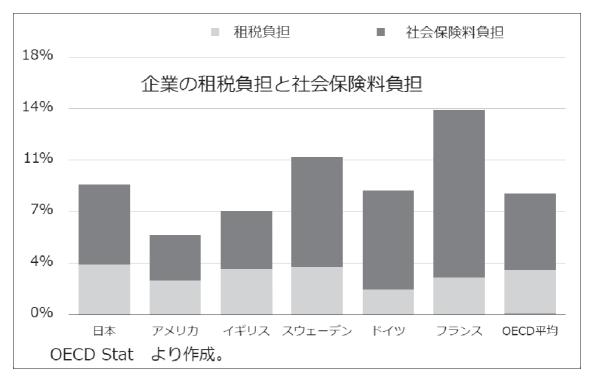
Copyright 2015 The Authors. Copyright 2015 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

これは、(図表 4-21)をごらんいただくとわかるのですが、日本の法人所得課税、国と地方 を合わせた所得課税は昔に比べれば明らかにものすごく減少しています。これはよく誤解さ れていることなのですが、僕の友人の海外の研究者が随分前から主張していたことは、日本 以外の先進国は法人所得課税の税収の対GDP比を変えていないということを、まず明らか にしておく必要があるというのです。大ざっぱに言って基本的にはほとんど横ばいなのです。 その中で日本だけが劇的に法人税収を落としているのです。まず、ここを確認しておく必要 があるだろうということです。とりわけ 90 年代以降は、もちろん多少変動はあるものの、諸 外国の法人税収はある程度のレンジにおさまっているわけです。そこに日本が劇的に近づい てきているということをまず確認しておく必要がある。

それと同時に、日本の法人税収がその中で比較的高いほうにあるということは事実ではあ るが、ドイツやアメリカに関して言えば、まずドイツの場合は合名会社・合資会社が個人所 得税の対象になっておりますし、アメリカの場合は、ご存じのようにS法人と呼ばれる法人 が個人所得税の対象となっておりますので、法人税からは漏れてしまうわけです。つまり、 個人所得税を企業に対してかけているわけです。したがって、実は企業ではあるが個人所得 税でかけている税収を加味すると、(図表 4-21)のような図になる(※とりわけ右欄を参照)。 これは財務省がつくった資料です。このように、日本の法人所得課税の税収がGDP比で見 た場合に極端に高いかと言われると、実はそうでもないだろうということがわかります。

また、(図表 4-20)に戻りますと、日本企業は子会社や支店形態での海外進出の割合が他の 先進国に比べて非常に小さいということも言えます。その結果、外国税額控除の比率が極め て低くなっています。よって、外国での収益があまりなく、収益が本国で捕捉されているた め、日本の法人税収が増加してしまうわけです。アメリカやイギリスと比較すると、これら の国々の企業は日本の2倍から3倍ぐらい外国税額控除を使っています。ということは、ア メリカやイギリスなどの国々の企業はそれだけ外国で税金を払っているということです。日 本の場合はその分日本で払っているため、法人税収の割合が高くなるのであって、企業負担 が軽いという話とはまた別であるということです。

(図表 4-22)は、企業の租税負担に社会保険料を加えて示したものです。社会保険料を加え てみれば、先進国の平均くらい、OECDの平均よりすこし高いぐらいです。つまり、社会 保険料負担は決して重くないため、企業の負担を議論するのなら、税だけでは不十分だとい うことです。これもよく言われる説です。 (図表 4-22)

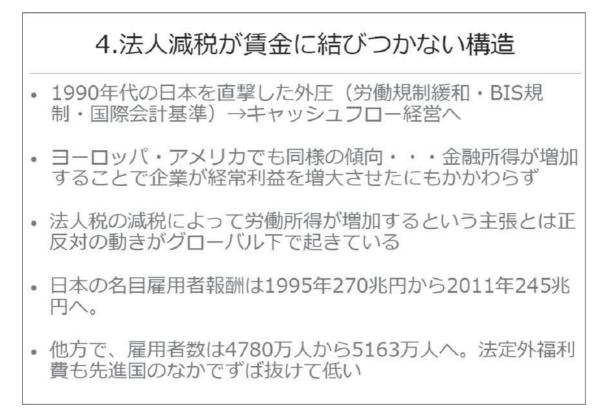


最後に(図表 4-23)ですが、結局のところ、法人減税が賃金に結びついてくれれば、景気も よくなるのでやる意味はあると思うのですが、それが賃金に結びつかない構造がもう生まれ ていますという話です。これは細かく話すと長くなりますが、日本では 1994 年頃から、細川 護熙氏は日本の規制緩和にものすごく影響力を与えた方なのです。オリックスの宮内義彦氏 や石原信雄氏や当時の関係者の皆さんが「規制緩和の流れをつくったのは細川さんだった」 と、口をそろえておっしゃっています。

この方も興味深い方で、第三行革審のときの「豊かな暮らし」の部会長をやっているとき にはほとんど何もしていなかったと思うのですが、首相になったときには平岩レポートを書 かせて、その後の激しい行革の流れをつくっていったのです。

それを受けて、確か村山内閣のときの閣議決定で労働規制緩和が盛り込まれ、96年の規制 緩和につながったはずです。そうした流れの中で労働規制緩和が進んでいく。なぜ細川さん は規制緩和に邁進したかと言えば、クリントン政権からの圧力でしょう。僕はアメリカのレ ーガン・ライブラリーに通いつめてアメリカの外交文書を見て、どれだけアメリカ政府が日 本に圧力を加えてきたかというのをあからさまに見てきたため、クリントン政権の圧力とい うのは想像するには難くないという感じです。

こうした労働規制緩和がまずあり、その中で非正規雇用化が進んでいったということと、 それに加えて重要な点は、BIS規制によって銀行が自己資本比率を上げなければいけなか ったために貸し出しを絞ったということです。事実としてはそういうことです。すなわち、 銀行が貸し出しを絞るため、企業は内部留保でもって投資をしなければならなかった。よっ て、内部留保を維持するために人件費を削るようになった。そして、そのために労働規制緩 和が重要な条件となったというわけです。 (図表 4-23)



さらには、国際会計基準の問題もあり、キャッシュフローが多くないと株価が上がらない ため、株価を上げるためにキャッシュフロー経営に転換していって、人件費を削って内部留 保を増やすという側面もあった。結局、大きなグローバル化の流れがあり、企業が人件費を 削らなければならない構造がすでに出来上がっている中で、企業憎しと叫んでも仕方がない んです。企業自身が人件費を切らなければいけない合理的な理由があるのです。その中で減 税したからといって人件費に回るというのは余りにも楽観的な見方でしょう。国際競争の中 で人件費を切らないと生き残っていけないところに完全に制度的に巻き込まれているという ことなのです。

これは別に日本だけではない。労働分配率が下がっているというのは先進国で共通する傾向です。90年代の労働分配率は先進国では6~7%下がっていると思います。日本でいえば、 96年から今日に至るまで世帯所得が660万円から550万円に落ちています。劇的に落ちています。しかも、これが落ちていて何が問題かといえば、雇用者数が激増しているということです。これは皆さんあまりおっしゃらないが、660万円から550万円に世帯所得が落ちた。 世帯所得で110万円落ちるというのは大変なことです。しかし、このとき起きている劇的な変化は、専業主婦世帯の割合を共稼ぎ世帯の割合が追い越したことです。つまり、2人が働きに行っているのに所得が110万円も落ちているということです。これはものすごい落ち方です。

そのことを端的に示すのが、名目雇用者報酬が最近アベノミクスで増えたと言われており ますが、そもそも 270 兆円から 245 兆円まで世帯所得が落ちているため、それが 2.6%増えたな どといっても焼け石に水にもほどがあるのではないでしょうか。これだけ名目雇用者報酬が落 ちていることに加え、雇用者数が300万人ほど増えているわけです。このように、完全にグロ ーバル化の中に日本企業も含めて先進国の企業が巻き込まれており、そんな状況の中で「法 人減税をすれば賃金が増える」という楽観的な状況はもうなくなっており、ちょっとやそっ とでは取り返しがつかないぐらいの所得の落ち込みが起きているのではないかということで す。

今回総じて申し上げたかったことは、法人税を減税すれば良くなると言われている議論の 大半が怪しいのではないかということです。もちろん、僕自身間違っていることもたくさん あるとは思いますが、私たちは減税イコール成長という見方をもうすこしまじめに再検討し ていく必要があり、そのためにはもっときちんと勉強していくべきではないかということで す。

その上で、そもそも減税なんてけしからんと僕は主張したいのですが、そうした法人減税 をしなければいけないというときにやり玉に上げられたのが地方法人課税です。したがって、 これから地方法人課税をどのようにしていけばいいのかということを最後にお話して、今回 は終わりにしたいと思います。

3. 地方法人課税の歴史から考える

日本の財政学者はシャウプ勧告が大好きでして、特に最近は嫌いな人がほとんどいないので すが、シャウプ勧告にたった一点だけ、理論的な誤りがあったということを申し上げたいと 思います(図表 4-24)。これは、かつて内務省におられて戦後は自治省に向かった奥野誠亮さ んと荻田保さんとの会話ですが、ここで面白いことが述べられております。すこし難しいの ですが、これを引用しながら説明してみます。 (図表 4-24)

法人市町村民税の存在意義

シャウプ勧告の理論的なあやまり

奥野「法人税で配当所得がある場合に一定割合を控除し ます。一定割合を控除しておいて、市町村で住民税を課 す場合に、この分は課税しないわけです。これに課税す るか、法人に所得割を課税するか、どっちかにしないと 税制上ナンセンスじゃないかという疑問を言った。そう したら二次勧告のときに法人税割が勧告に入ってきまし た。」

荻田「あれはシャウプのミスです。」

→ 法人擬制説の挫折+理論的なミス

まず、奥野氏の発言ですが、「法人税で配当所得がある場合に一定割合を控除します」と 述べています。これはさきほどのシャウプの話でもあります。すなわち、法人税で配当所得 がある場合には一定割合を控除しておいて、今度は市町村が住民税を課すときには、この所 得税の課税ベースに対して住民税をかけるため、結局は企業の税の部分を控除しているもの に対して住民税をかけるわけです。そうすると何が起きるかといえば、地方レベルでは法人 に全く課税がされないということが起きるわけです。国税レベルでは法人にかけて、その部 分をさきほどの配当税額控除で引くわけですが、引いたものを課税ベースにして住民税をか けるため、結局、地方レベルでは企業への課税が一切行われない中で、住民税だけがかかっ てくる。

これはおかしいため、きちんと法人に税金をかけるか、それとも控除している分をもう一 度元に戻すか、何とかしないと理論的になりゆかないのではないかということを、盛んに旧 自治省関係者というか元内務省関係者が主張した際に、シャウプ自身がその過ちを認めて、 第二次勧告のときに法人住民税が入ってくるのです。今回の冒頭に「導きの糸」と言いまし たが、シャウプの唯一の理論的な誤りがまさにこの点だったのです。ですから、法人住民税 というのはここから様々な継ぎはぎをしていかなければならなくなっていくわけです。

次の(図表 4-25)にありますが、昭和 26 (1951)年度の税制改正で法人市町村民税が創設され ます。その理由は簡単です。ご存じの方もおられると思いますが、当時、道府県レベルでは 付加価値税を導入しました。ですから、利益説的な観点から、道府県に対して付加価値税を 企業は払っていると。そして、全く同じ理由でもって市町村に対しても税を払うべきだが、 付加価値税は難しいため、法人市町村民税でいきましょうという説明になっていたわけで す。応益原則の観点から法人住民税を制度化したというわけです。

それでは、国と同じようにキャピタルゲイン課税をやっていけるかというと、地方レベルで

はそれはできません、無理ですと。よって、個人段階で法人の利益を捕捉することはできな いため、法人税割を導入しましょうという話なのです。ここまでは理論的に許容できると思 います。シャウプの理論の間違いを補完しながら、利益説的な、応益説的な観点から、法人 住民税を入れるというのは、ここまでは理論的に正しいと僕は思います。

(図表 4-25)

・昭和26年度の税制改正=法人市町村民税の創設

地方財政委員会「道府県から与えられた利便に対して は付加価値税を納付しなければならない。これと全く 同じく法人が市町村にあって事業を行っている以上は 必ず市町村の施設の恩恵に浴している筈である。」

→ 応益原則の視点から法人住民税を制度化

- → (以前から存在した均等割に加え)法人の利益を 個人段階で把握することの難しさから法人税割を導入
- → ここまでは理論的にも許容できる

問題は昭和 29(1954)年度の税制改正からです。(図表 4-26)をごらんください。この 29 年度の改正で何が起きるかといえば、ここで廃止になっていた道府県民税が復活するので す。それと同時に、法人道府県民税が入り、さきほどの付加価値税部分が事業税になるとい う変化が起きます。ここで論理が破綻するのです。なぜこうしたことが起きるかといえば、 警察制度と教育制度の大きな法改正があり、府県の警察権限や教育委員会の権限が強めら れ、財源が必要となったためです。したがって、府県のそうした新たな事務の財源をどう埋 めるかという財源論がここで入り込んでしまったのです。 昭和29年改正=法人道府県民税と事業税の創設
 <u>府県を中心とした地方税財政制度の再編</u>
 道府県に対し市町村住民税を分割する形で道府県 住民税を創設
 法人市町村民税法人税割の偏在性=法人道府県民 税の創設
 何加価値税の断念と事業税の復活
 シャウプの示した市町村中心主義の崩壊=市町村 が立ち返るべき原点は昭和29年以前の状態

そこで、その際にどうしたかといえば、市町村民税を狙い撃ちにするしかなかったのです。 住民税は市町村にしかなかった。そのうちの一部を道府県に差し上げるということをやった わけです。逆税源移譲とでもいいましょうか。まずここが論理的におかしいのです。なぜ市 町村からとらなければいけないのかという話です。

それと同時に、現在と似たような議論をするのですが、法人市町村民税の法人税割が余り にも偏在度が大きいため、これは都道府県レベルでとったほうがいいのではないかという名 目で、偏在度の是正の観点から都道府県レベルにも法人道府県民税が入ります。これも理屈 がわかるようで、わからないのです。せめて市町村の法人税割をなくすのならまだわかりま すが、そこは残しながら、道府県にも住民税を入れました。偏在性が大きいためこれを道府 県に「も」入れるというのはわかるような、わからないような話です。

付加価値税を諦めて事業税が入ってくるため、事業税を一方でかけながら他方で法人道府 県民税もかけるという、後に禍根を残す税がこの時点で入ってくるわけです。租税論的に言 えば事業税は収益税であり、一方で法人道府県民税というのは所得課税であるため、理論的 には別の課税であるため、2つの税が併存しても別に問題はありませんが、ただ一般的な 人々の感覚から言えば、企業に2回かけているという感覚になってくる。それはこうした混 乱の中で入ってきたというわけです。

要するに、シャウプが最も重要視した市町村中心主義が崩壊していく中でこうした 29 年改 正は行われており、道府県の課税権や徴税権の強化が行われていく中で、その租税論の一貫 性が破綻していたということなのです。僕が最後に示唆として皆さんに今回申し上げたいの はこの点です。つまり、私たちがもしも帰るとするならば、シャウプが誤りを認めた昭和 26 年度の視点に帰るべきだということです(図表 4-26)。

そのことを踏まえた上で、(図表 4-27)に今回の内容を簡単に整理しておけば、法人擬制説 の完全な実現は不可能である。そうである以上は、実在説的な意味で法人税は存在し続ける であろうということが、まず第1点です。次に、歳入の十分性はもちろんのこと、課税の公 平性の観点からも、法人課税はそれなりに存在の根拠があるということが第2点です。

(図表 4-27)

示唆

- 法人擬制説の完全な実現が不可能である以上、法人税 は存在し続けることとなる
- 歳入の十分性はもちろん課税の公平性の観点からも法人課税は重要性が高い
- 応益原則の観点から地方の法人課税は必要だが、能力 説の観点から、法人税割・所得割は正当化される
- 都道府県は収益税である事業税の外形標準化を進める なかで、法人住民税との関係を明確に

(図表 4-27 つづき)

- 都道府県中心主義であった戦後の財政秩序をどう考えるか?→社会的リスクの変化と基礎自治体の提供するサービスとの関係
- 企業の受益との一対一関係を考える必要はないが、
 それでもどのようなサービスを提供すべきかを考える必要はある
- ・法人住民税の偏在性は顕著だがその拡充は重要な論 点→地方法人税をどのように考えるか

ただ、応益原則の観点からも地方の法人課税は必要ですが、重要なことは、地方税は応益 説だけから成り立つわけではないということです。すなわち、能力説・応能説を基礎としな がら応益説を加味するというところがその本質ですので、別に法人税割や所得割があっても 構わないのです。応能説的な観点から法人住民税の法人税割や、法人事業税の所得割があっ ても問題はない。ただ、これに応益説的な観点を加味している中で、例えば付加価値割や資本割、あるいは、均等割が入ってきても理論的には問題はない。都道府県の場合は、収益税 である事業税の外形標準化を進めていけばよいというわけです。これはシャウプに帰るとい うことにも繋がってきます。

そこを明確にしていく中で、あえて極論を申し上げれば、法人住民税を全部市町村がとれば いいと思います。そうすると理論的にもすっきりします。すなわち、付加価値レベルでは都 道府県で課税して、所得段階の課税を市町村で行う。そこまでやるかどうかは政治的な決断 の問題です。都道府県レベルで双方が共存しても租税論的には問題はないのです。結局、私 たちにとっては「道府県中心主義であった戦後の財政秩序をどう考えるか」という点が重要 であり、恐らくこの研究会の最大の問題関心もこの点にあるのだと思います。

その際に重要になってくるのは、社会的なリスクが変化しているということです。つまり、 男性稼ぎ主社会にあって、男性が賃金を失うことがリスクだと考えられた時代は、年金であ ったり疾病手当であったり、失業給付であったり、男の賃金が喪失されるリスクに対して社 会保障を整備してきた。それに対して、女性の社会進出が進み、共稼ぎ社会になると、高齢 者の医療や養老・介護、子どもの育児・保育をどう面倒みるかということが新しい社会のリ スクになっていく。よって、80年代に欧州地方自治憲章ができ、90年代に世界地方自治憲章 ができるというような大きな分権の流れができてきた。

なぜなら、社会のリスクが変容して、自治体のサービスが人々にとって必要になってきて いるためです。そうであれば、そういった道府県中心主義を超えた基礎自治体の提供するサ ービスの厚みをきちんと議論した上で、それに対してどの程度の財源が必要なのかというこ とを、私たちは考えていく必要がある。一方では、交付税がほしいため基準財政需要の話を するのだけれども、他方ではこういったサービスが必然的に増えていくため、私たちはもっ と税をとらなければならないという議論を同時にやるべきだと思うのです。

企業の受益と1対1の関係を考える必要はないが、どのぐらいのサービスが必要で、その ためにはどれぐらい企業には負担してもらわなければならないのかということを、基礎自治 体はもっと正面から議論していいと思います。市町村レベルで法人住民税を分厚くしていく と、唯一の問題は偏在性でしょう。その中で一つの突破口は今回の「地方法人税」であり、 これを皆さんがどうお考えになるのかということだと思います。

これを国税とすることに対して分権的な観点から地方の側に憤りがあるということも確か に一つの説明ではあるでしょう。しかしながら、財源の偏在是正は地方の責任ではなく国家 の責任であるという観点から、国家の責任である以上は、国税でやらなければならないとい うのももう一つの説明だと思います。その妥協点が「交付税特会への直入」であって、地方 法人税は国税ではありますが、交付税特会へ直入することによって国がいじれないようにし たというのは一つの工夫だと思いますので、この点を積極的に評価してもいい気がします。 皆さまがこれをどのようにお考えになるのかということはまた議論をさせていただければと 思います。どうもありがとうございました。

質疑応答

〇質問 タイトルをさらに上回る大変刺激的なお話をいただきました。意見交換は、どの部

分というのは特に限定いたしませんが、あえて言えば前段のほうがそもそも法人税とはとい うお話でしたし、それもさきほどの法人税減税論、あるいは、日本の法人税負担は高いんだ という、ある種の通念化しつつあることに対しての根本的な批判であったかと思います。後 段の話は、地方税として見たときに法人税がどうなのかというところがミックスしているか と思います。いかがでしょうか、どこからでもご質問は結構ですが。

先ほどすこし見ていた(図表 4-21)ですが、対GDP比で 30 年ぐらいの期間で、こんなに長 いトレンドを表を冷静に見たことは正直言ってあまりなかったです。78 年からこれだけの時 間をとってみると、ピークのときから随分日本の法人税収は下がっています。

それからもう一つ、アメリカやドイツの場合は、法人税という枠組みとはすこし違うとこ ろでとっている法人あるいは企業の税負担、こういうものもプラスアルファしてみると、近 年、特に 2000 年以降はそんなに日本が突出して高いのかと言われると、そうでもないなとい うのは確かにそのとおりです。かつての高さからみたら穏やかなところにいる、むしろ人並 みに近づいているのかなという感じがいたします。

〇回答 その点について補足しても、よろしいでしょうか。

〇質問 はい。

〇回答 戦後しばらくは、日本企業の場合は企業内福祉をかなり充実してきたということが あります。特に海外との対比で言うと、戦後の混乱の中で重要だったのが食糧と住居です。 社員食堂がこんなにあるのは日本くらいなものでして。あるいは、社宅も日本ぐらいなもの です。それは一方で賃金を低く抑えることを可能にする条件でもあったわけです。もちろん そうしたフリンジ・ベネフィットの課税の問題もありますが、そうした企業内福祉をやりな がら人件費を低く抑えて、税も軽くする。ただ、その最後の妥協点として法人税だけは受け 入れるというところがあったわけです。

ところが、最近は法人税負担が他の先進国並みに落ちてきたことに加え、そういった企業 内福祉、法定外福利費も先進国の中で相当低い水準になってきているのです。賃金の落ち方 も尋常ではない。そうした意味で、単に租税負担が下がったというだけではなく、企業負担 の軽減ぶりというのは相当なものがあるのではないかという気がします。

○質問 先ほどおっしゃっていた規制緩和や改革というか、あのあたりと企業負担の軽減と が連動して、企業にとっては事業活動をよりやりやすい方向になっているということですよ ね。

O回答はい。

○質問 力の入ったご報告、十分に伝わってきました。国際比較の中でそうだろうなと思っていたようなことが、より実証的にお話しいただいて非常に勉強になりました、ありがとうございました。

細かい質問ができるわけではないのですが、1つは、日本が規制緩和に積極的になってく

Copyright 2015 The Authors. Copyright 2015 Japan Center for Cities. All Rights Reserved.

る理由にクリントンの外圧があったというお話があって、企業はなぜこんなに従業員を大事 にしなくなったのかと思ったり、あるいは、消費税に頼れば法人税は要らないだろうみたい な議論になってくるわけですが、アメリカの外圧がある限りはこうした動きが今後も続いて しまうということで受け取るべきなのかどうかというのが質問です。

それから、単純なことなのですが、学生に講義をしていて国税6税と言ったら、総務省の 資料では国税5税+地方法人税と書いてあります。それで思い出したのが、イギリスでビジ ネスタックスができたときも、国税移譲という書き方ではなくて、やはりすこし曖昧な表現 だったんですが、この辺のところも何かご意見などございますでしょうか。

〇回答 ありがとうございます。後の質問からですが、国なのか総務省なのかはさておき、 やはり国税とは言いたくないのでしょうか。自治体、地方の関係者からすれば国税とは、と てもじゃないが言えないと思います。他方で、交付税のことを「間接課徴形態の地方税」と 言ってきたわけです。交付税は本来地方税であると言ってきたわけですから、交付税原資で あること自体、本当は問題ではないはずなのです。ただ、その間をとって「地方法人税」と いう言い方になるのではないでしょうか。そこはぼやかしているのではないでしょうか。そ の点は、僕より詳しい方がたくさんおられると思います。

国税とは言えないでしょう。厳密には国税6税なのでしょうが、普通に国税であればいか がでしょうか。一般会計ではなく、交付税特会に直入できるというのはどう説明するのでし ょうか、国税なのに。そこは不思議です。

○質問 その辺のところを明確にしないまま資料もつくったし。

〇回答 ということになるんじゃないですかね。

○質問 来年に向けてどうなるかわからないと思います。

○回答 それで最初のほうのご質問、よろしいでしょうか。

〇回答 ありがとうございます。もちろんこれから外圧が続けばというときに、一つはまず 明らかに 90 年代の半ばから外圧は弱まっています。これは、国際経済における、国際政治も 含めてですが、日本経済や日本政府のプレゼンスが明確に下がったということです。ですか ら、外圧は昔に比べれば弱まっているということが一つです。

もう一つは、外圧という言い方はアンフェアで、僕は歴史分析のフェアネスというのはす ごく大事だと思うのです。今回も言いましたが、企業があたかも労働者から搾取しているか のような。その側面もあるとは思いますが、企業がそうせざるを得ない側面もあり、悪者一 辺倒で言う議論はアンフェアだと思うのです。いかなる状況の下で彼らがそうしたのかとい う点をきちんと議論しておかないとならないと僕は思うのです。

外圧もその考え方と同じなのです。アメリカが一方的に内政干渉をやってきたという見方 はおそらく間違っているのではないかと思います。ただ、レーガン政権のときのシュプリン ケルという財務長官の作った内部資料を読んだときにびっくりしましたし、日本の大蔵省の 内部資料を見てもびっくりしましたが、日本の政治家のことを何とも思ってないのです。外 交儀礼なんかあったものではない。当時、アメリカの外交担当者は竹下氏に対して机をバン バンたたきながら恫喝して政策を押しつけていたわけです。そういうことを平気でやってき た歴史があり、実際に外圧があったこと、内政干渉があったことは間違いないのですが、他 方で、そうしたアメリカの外圧を利用しようとした国内政治もあったということは無視して はいけないと思います。

それは、今でいう国交省などの感覚から言えば、高齢化が進んでいく中で社会資本整備率 が減るということがもうできなくなっているため、この90年代の10年間は何が何でも公共事 業をやらなければいけないと思っています。一方で、政治のほうも公共事業を増やすことに 対しては強い抵抗感はないわけです。かつ、3年以上の不景気というのを経験したことがな い日本にあって経済の長期停滞期があったわけですから、公共事業に対するコンセンサスは 容易にできるわけです。そういう中で「公共投資基本計画」ができてくるわけであり、それ は外圧という側面はもちろんあったし、内需拡大要求もありましたが、それを積極的に利用 しようとする国内の政治の問題もあったと思うのです。

よって、さきほどのお答えをすれば、外圧が続くかと言われると相当弱まるだろうという のが一つの答えであり、もう一つは、外圧が続いたとしても、それを利用しようとする国内 政治の問題を考えない限り、これまでの日本の失敗を乗り越えるような処方せんはなかなか 出てこないと思います。外圧、外圧と言っている限りはまた同じことを繰り返すと思います。

○質問 全てが外圧のせいではなく、国内問題もあるということですね。

○質問 そうすると、(図表 4-16)のように海外の企業が日本へ投資するかどうかを考えたときに、税についてはあまり気にしていないというのはありますよね。税についてそれほど関心がないにもかかわらず、外圧で法人税を下げろと言っているのでしょうか。それとも、それは日本が忖度して、税を下げれば海外の企業も来る、あるいは税をとると企業が来なくなる、そういう話とはまた違う文脈で捉えるわけですか。

〇回答 90 年代の半ばぐらいまでは法人減税というのは圧力を受けたものだったと思うので す。クリントン政権の政策要求で一番強かったのは減税なのです。これは大蔵省も、当時、 宮澤さんとかみながひっくり返っちゃいました、こんなに強い圧力だとは思わなかったと…。 その当時は、そうした減税要求の中で法人税を下げたわけです。

面白いのは、あの「平岩レポート」の論理が破綻している点です。つまり、一方では行革 つまり小さな政府を訴えながら、返す刀で社会資本整備の必要性を言うのです。完全に論理 が矛盾しているのです。おまけに減税も言っています。しかし、それはアメリカのほうを見 て話すからそうなるのであって、アメリカの圧力が 90 年代の半ばから弱っていけば、今度は 減税よりも歳出削減要求に自然となっていきます。つまり、80 年代の「増税なき財政再建」 と同じような流れになっていきます。

ですから、行革、規制緩和、歳出削減のほうのみがその後は全面化していきます、アメリ カの要求が弱まっていきますので。その中で行政改革、つまり小さな政府を一方で語りなが ら、政府を小さくすることと租税負担を軽減するすることがセットになっていて、それが法 人税の減税へと結びついていく。かつ、本当はどこにも論理的な根拠はないのですが、政府 を小さくすれば経済が成長するというロジックがありましたから、そのロジックと今度は税 の問題を重ね合わせながら、減税や小さな政府で経済成長という議論が出来上がっていくた め、ここはまた 90 年代の半ばまでの外圧による減税とはすこし異なる文脈での減税だと思う のです。

むしろ財界の要求がストレートに出てきたというところでしょう。ただ、これはすこし調 和論的に聞こえるかもしれませんが、なぜそれほど財界のわがままが通ったんだみたいな見 方は、僕はやはり間違っていると思うのです。つまり、財界が小さな政府を要求したり、法 人税の減税を要求したりすることを受け入れる政治的・社会的な土壌があったと僕は思いま す。

それまでは公共事業を散々やって、減税を散々やってきていた。ところが、都市部は公共 事業が飽和状態になってきた。そうすると、あからさまな地方への利益分配と映り始めるよ うになってきて、かつ、90年代の終わりを最後にして減税ができなくなっていく中で、都市 中間層に向けての利益分配が難しくなっていくのです。そうすると、彼らにとって重要なこ とは、地方にばらまくことしかしない、あるいは、減税がもうできないとするならば、彼ら の要求することは政府を小さくして租税負担を軽くすることなのです。

ですから、無駄をなくせという議論が圧倒的に強まっていく状況の中で、財界の規制緩和 や小さな政府という議論が市民権を得ていく。それは財界の世論調査の操作のような側面も あったのかもしれませんが、それを受け入れるような社会的・政治的な状況があったのだと 思います。

〇質問 しかし、その場合は法人税の減税というのはそれほど市民権を得るような声にはな らないようにも思えます。むしろ所得税の減税の方にいくのではないですか。

〇回答 おっしゃるとおりだとは思うのですが、日本の労働組合は財界とある程度手を組ん でいるわけです。つまり、成長の果実をともに分かち合うというのが日本の戦後の労使関係 ですから、法人減税によって企業が収益を上げるというときに、その成長の果実が労働者に も当然分配されるということをみな信じていたわけです。それを正当化するようにトリクル ダウンという理論まで使われたわけですが、それがまさに幻想であったことが証明されたの が今の状況でして、こうした現在の状況の中でなぜ法人税が正当化されるのかというのは大 きな疑問だと思うのです。当時はそれなりの正当性があったとは思いますが。

○質問 いうならば家族主義的な経営みたいものが……。

〇回答はい。その残滓があったと思うのです。よって、法人減税に対してはみな協調的で あったわけです。しかし、地方に対しては厳格でした。2005年ぐらいです、三大都市圏の人 ロが日本の5割を超すというのは。よって、東京に一極集中がまた再燃し始める時期でした、 2000年代というのは。その時期にあって、地方へのシンパシーがどんどん失われていくとい うことです。したがって、公共事業批判も出てきますし、小さな政府が都市中間層にとって は最大のメリットになると言われたのです。財政赤字が大きい中で社会保険の大胆な拡充が 望まれないとするならば、そして、借金もできないとするならば、無駄をなくして相対的な 税負担を軽くするということが、彼らの消極的理由になります。そういう中間層の心情が財 界の主張とうまく共鳴したというか、それなりの社会的基礎はあったように思います。

○質問 表面で出ている政策の方向性というのは、どちらかというと地方に手厚く配慮した 政策を、支出も含めてもっとやるべきだというのが表に出ているように見えるが、深層心理 においては、そして、人々の生活の基盤面では、実は逆だったのかもしれないということで すか。

〇回答 そう思います。もしも都市中間層がそういうメンタリティーを持っているのであれ ば、そもそも格差社会なんかできてないですし、格差社会が問題になる 2006 年ぐらいまでは、 地方に対する財政移転はドラマチックに削ってきました。2004 年の交付税が典型ですが、そ れは地方に対するシンパシーなんていうのはなかったと思うのです。それがあからさまにあ らわれてきた。それは、財界を支持するということではなくて、むしろ消極的な選択として、 都市中間層と財界の利害が一致しているということなのでしょう。

それを象徴するように都市中間層を基盤として出てきたのが 90 年代後半の民主党です。その民主党と一緒にチキンレースをやって、レース・トゥ・ボトムで切り下げ競争をやっていったのが橋本龍太郎です。あれは都市中間層の利害にどれだけ政治が敏感になったかということであり、同時に都市中間層の利益を真っ先にわしづかみしたのが、小泉首相だったのだと思います。それが農村への資源配分をどんどん削っていくというその後の流れにもなりました。

○質問 なるほど。ほかの方からも別な論点をいかがですか。

〇質問 ありがとうございます。

前段の理論的なところで2つほどお伺いしたいんですが、1つは、地方の法人課税に対し て批判的なことを言う人の言い方の中に、「限界的財政責任」ということを言う人がいると 思うのです。地方自治という観点で課税自治権を使って、何か新しい事業をするときに上げ たり下げたりするというのは、市町村で言えば個人住民税とか固定資産税というのがふさわ しいものであって、法人というのは少なくとも選挙権もない、有権者でもないですし、そう いう意味でほかの税に比べて劣るというような言い方をされると思うのですが、これに対し て先生はどういうお考えをお持ちでしょうか。

〇回答 ありがとうございます。それはまさに擬制説をとるか実在説をとるかということな のです。つまり、「投票なくして課税なし」という発想です。そこだけを切り取って投票権 がない法人に対して、課税権を与えるのはおかしいという言い方でしょうが、投票権がなけ れば課税してはいけないというのは1つのレトリックだと思います。僕がいつも不思議に思 うのは、均質な個人を前提としないと、民主主義というのは成り立たないのではないかとい うことです。つまり、金持ちであれ貧乏人であれ1人1票だとやるわけです。

ですから、あくまでも均質な個人を前提にし、人間の多様性を否定した上で、とにかく1

人に1票を与えるということで物事を決めようとする仕組みです。民主主義というのは、そ もそもにおいてかなりのフィクションというか、擬制であると思うわけです。その擬制を前 提にして「投票なくして課税なし」という議論をしてみても、それはそもそも擬制なのです。 よって、レトリックから言えばそうなのですが、現実がそうかという話であれば、例えば誰 でも総理大臣になれるかと言えば、生まれた時の社会経済環境次第でそうはならないし、大 企業が投票権がないからといって、民主主義で無力かと言われればやはりそうではないわけ です。あくまでも論理はそうであるが、現実は違うということでしょう。つまりは、法人な る実在があって、その人たちに何らかの形で受益がある以上は、やはり負担をしてもらわな ければならないということが本質だと思います。

今、限界のお話をされましたが、そこがよくわからないのです。例えば、個人住民税や固 定資産税みたいものを上げ下げしながらやっていくのはよいことで、地方消費税は底上げ論 みたいなところがあり、全体を底上げするために地方消費税を大きく上げて社会保障の推進 を飛躍的に高めて、あとはマージナルな(限界的な)部分を固定資産税や個人住民税でやれ ばいいという議論になりますが、僕もそうだとは思うのです。

ただ、これは多分皆さんとの間に距離が生まれる点かもしれませんが、消費税の国税化に 僕はそもそもすごく強い違和感があるのです。そこから僕は出発するのです。なぜなら、国 家の存在意義は生存保障にあるためです。つまり、どの先進国もアメリカを除けば基本的に 憲法の中で生存権を保障しており、基本的には国民の生存を保障しています。ですから、所 得審査をやって弱者を特定しながら、そこに現金給付を行っていくという生存保障みたいな ことをどの先進国でも中央政府がやるわけです。なぜそこに消費税のような逆進的な税を持 っていくのかというのが論理的に説明がつかないと思うのです。そうであるがゆえに、近い 将来の日本も含めて必ず消費税の軽減税率の問題が出てくるでしょう。

しかし、ヨーロッパの経験からいけば軽減税率の導入によって、いわゆるC効率性の問題 ですが、税収の減少が生じていて、実際の本来あるべき税収入から言えば5割以上が漏出し てしまっているわけです。つまり、ヨーロッパ諸国では、軽減税率の導入によって消費税が 極めて非効率的な税になっているという現実があるのです。この矛盾は、所得再分配を担う べき中央政府に逆進的な消費税を与えていることからくると思うのです。

むしろ地方消費税の強みというのは、利益説との関係が不明確になるために今回はあえて 触れなかったのですが、地方税で言えば負担分任原則です。あるいは、利益説と言っても構 いません。この両者は厳密には違いますが。ある程度の受益がある以上は、貧しい人もひっ くるめてみな負担しなければいけないというわけです。つまり、地方税には利益説を加味せ よというのはこの点です。ここから、地方消費税に軽減税率を設けない税の正当性が出てく ると思うのです。その意味では日本は歴史的に最先端にいるのに、ヨーロッパが今もがき苦 しんでいる問題をクリアしようとしているのに、なぜ国税としての消費税に固執して軽減税 率でやっていくのかというのは僕にはよくわからないところがあります。 (図表 4-28)



その話をしたいということもありますが、(図表 4-28)を見ていただきたいと思います。こ れはすこし声高に言っておきたいところでもあるのですが、負担分任原則とか応益説という と格差が広がるという誤解をする人が多いのです。つまり低所得層も税負担するということ は格差の拡大になるのではないか、低所得層の負担になるのではないかということを必ず言 われるわけです。しかし、負担分任性とか応益性の本質はそうではないのです。

例えば、さきほど歳出と歳入が問題だと述べたのですが、Aさん、Bさんで、Aさんの当 初所得が 200 万、Bさんが 2,000 万だとします。そして、消費税とあえて書いていますが、比 例税で軽減税率を設けずに 20%でかけるとしましょう。そうすると、それぞれ 40 万、400 万 の課税になります。これを引いた可処分所得が 160 万、1,600 万。当初の格差が 10 倍で、課 税後所得も 160 万、1,600 万で 10 倍なわけです。つまり、比例税にする限り格差が大きくな ることはまずないわけです。

ただし、問題はその先です。この段階では440万円の税収が上がっているわけですが、これ は計算を便利にするためのもので何ら作為的なものではありませんが、例えばこのうち40万 を財政再建のために使い、上がった残りの税収の400万のうち200万をそれぞれの人に給付す るとします。地方財政の原理はこういうことです。人間の必要をサービスで満たしていくと いうことです。よって、所得の高低とは関係なしに、それぞれ200万、200万でサービスを出 していけば、最終的な所得は360万と1,800万になるわけで、(当初の格差が10倍であるた め)格差は5倍にまで縮小するというわけです。

これがヨーロッパが指向するような普遍主義の本質であり、いわゆる普遍主義モデル、ユ ニバーサリズムと呼ばれるモデルの本質であって、負担分任原則を徹底するということの裏 返しは、「給付面でもあらゆる人に対してサービスを提供する」ということなのです。現物 給付では比例的な給付というのはできないのです。現物給付はあくまでも人々の必要に応じて出すしかなく、初等教育なら初等教育、養老介護なら養老介護で出すしかないため、みな 一律給付になります。

それに対して、税のほうは負担分任原則、応益原則で比例負担できます。そうすると、何 が起きるかというと、40万しか払ってないのに200万もらう人と、400万も払っているのに 200万しかもらえない人が出るわけです。よって、格差は当然是正されるわけです。これが地 方消費税の本質だと思うのです。この図はそれをわかりやすく書いているだけです。

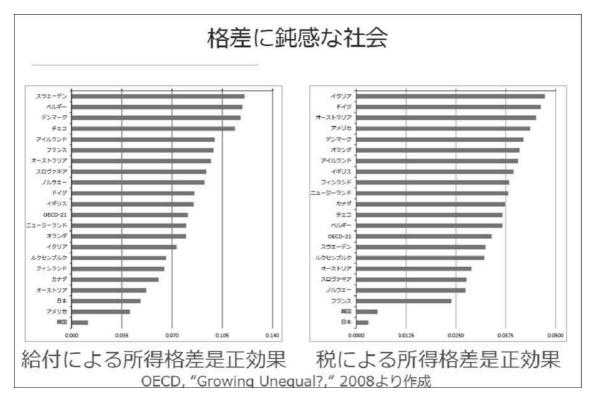
ですから、地方消費税というのは非常に将来性のある税であって、それをあらゆる人にか けるということです。消費をする以上はあらゆる人に税をかけるということ、あとは給付面 を徹底して普遍主義的に給付をしていけば、みなに等しく給付をしていけば、それまで国が 担っていた所得再分配の機能を地方が代替できるということです。

○質問 僕も歳出が非常に重要だという意識を持っていて、皆さんもご存じかと思いますが、 デンマークはほぼ全てのものについて消費税はフル税率を採用しているわけです。これは国 税の話になってしまうのですが、それでいろいろサービスをしている結果、一律給付の部分 が非常に多い結果、所得の少ない人と多い人の間の食費に使う割合はほとんど同じなのです。 これが南欧に行くと随分差が出てしまいます。そういうふうにあまり格差がついていなけれ ば、(消費税の)軽減税率論というのはそれほど重要な要素ではないと思います。デンマー クの話は国の話ですが、これを地方の話に持ってくれば、先生がおっしゃるようなことは十 分に議論ができると思います。これは非常に勉強になりました。

〇回答 とりわけ、さきほど述べたように 80 年代、90 年代に大きな分権化のうねりが出てい て、これと機を一にするようにジニ係数の悪化が始まるわけです。なぜなら、所得再分配機 能は国が担っていますから、国の弱体化というのはややもすると格差の拡大につながるので す。これはこれから分権を議論するときに決定的に重要な点になると思っておりまして、そ れを突破するために僕はこの図表をつくったわけです。

あくまでも所得再分配は国の役目であり、それを地方に押しつけてくれるなというわけで す。ただ、給付面でも人間を等しく扱い、課税面でも人間を等しく扱っていく結果として、 格差は小さくなる。よって、分権を行っても格差の是正は可能ですが、重要なことは、きち んとみなに税をかけ、きちんとみなに給付をすることだと思います。この原則が守られてい かないことには、格差は大きくなる可能性があるということが一つです。

もう一つ、(図表 4-29)をごらんいただくと、こんなのを見ると愕然としますが。これは "Growing Unequal"という報告書ですが、左側が給付、支出による格差是正効果で、右側が 累進税とかを含めた税による再分配効果です。日本は悲惨です。給付による格差是正効果は 下から3番目、税による格差是正は一番ビリなわけです。これで下手な分権のやり方をする とますます格差は大きくなる可能性がありますが、さきほどのお話のデンマークをごらんい ただくと、左側でいうと上から3番目で、右側でいうと、デンマークは所得税が強いですか ら、上から5番目です。よって、税の面でも給付の面でも徹底して格差を是正しようとして いるのが、デンマークモデルです。 (図表 4-29)



それに対して面白いのはスウェーデンです。スウェーデンは、税による所得格差の是正効 果を見ると、OECD平均を下回っているんです。ここは余りにも比例税に近づけすぎて、 累進課税をどんどんなくしていって、相続税や富裕税をなくしていくという話なのです。税 の負担面での是正効果は非常に弱いのですが、給付面を見るとずば抜けて強いため、結局、 給付と税の双方で見ると格差がものすごく是正されているわけです。このような発想です。

よって、一つには国税は累進性を強化すべきだと思いますし、相続税などの課税強化とい ったことはきちんとやったほうがいいと思います。あくまでも国の役割がそうなのですから。 一方で、地方のほうは比例的に、つまり皆に税をかける中で皆に給付を配るということをや っていかないといけないということです。それが分権化時代の格差是正のあり方であり、何 よりも言っておきたいのは、そうしないと中間層が反乱を起こすということです。そうした 中間層の反乱は、デンマークでも起きていたのです。

実は僕の教え子が今デンマークのことをやっていて、衝撃的だったのが、1970年代までは 選別主義のほうが強かったというのです。むしろ日本的だったんです。国民の大多数がみん なに給付するということを嫌がっていた。そうしたアンケート調査まであります。ところが、 デンマークは変わったじゃないですか。日本人はすぐに普遍主義を諦めますが、デンマーク は変わったわけで、日本でも変われるはずなのです。これはすごく重要な問題です。

結局、北欧諸国では所得税を重視しながら、課税の面で、国税レベルで所得再分配機能を しっかり守り、一方で給付面でみなに配るということをやっている。そういうことです。

僕もスウェーデンになってデンマークになってほしいということを言うつもりは全くあり ませんが、国税には国税としての使命があり、地方税は地方税としてきっちり皆にかけるべ きであって、その際に地方消費税というのは大変な武器になるということです。 ○質問 またいいですか。1980年代、中曽根政権下で労働組合に対して相当圧迫をしていた 結果として、国民が労働組合に対するシンパシーをあまり感じていないと。そして、おっし ゃるように企業側と労組側が一体化している。そういう意味では、公務員労働組合だけはま だ残っていると言えば残っているのだが、それ以外はあまり主張もできなくなってしまって いると。よって、そもそも国民が労組にはあまりシンパシーを感じていないということがあ ります。

それから、前に教えていただいた日本人は隣も信用していないという点はいかがですか。

○回答 ああ、先進国で一番人間を信頼しないのは日本人だという話ですね。

〇質問 格差に鈍感な社会というのは政府側の話だと思うのですが、国民の側が別にそれで いいと思っていれば、なかなかうまくいかないという気がするんですが、いかがですか。

〇回答 ありがとうございます。さきほどの普遍主義の話というのは、中間層を受益者にす ることで低所得層への批判を弱められるし、納税への合意を整えられるということがあると 思うのです。普遍主義というのは、貧しい人だけではなくてみな給付をもらうということで すから、それは人間を信頼しているふりをしたほうが得をするという制度設計です。わかり やすく言うと、日本の制度設計は、低所得層や社会的弱者に中心的に財政が移転されるため、

「あいつらが無駄遣いをしている」と言ったほうが中間層の得になるというふうになってし まっています。それで、無駄を削れるし人も削れる、税負担も軽くできるというわけです。

ところが、普遍主義の状態の下では、貧しい人をもっと大事にしなさいというわけです。 なぜなら、私自身もまた給付をもらえるからというわけです。それは彼ら北欧の人々が優れ た人間だったからではなく、貧しい人の味方をしておいたほうが得になるような政治合理的 な仕組みをつくっていったということです。政治的にすごくずる賢い戦略だと思います、普 遍主義というのは。

人間を信頼する、しないというのは、雲をつかむような話でして、おおよその日本人は 「先進国で一番人間を信頼しないのは日本人だよ」と言われたときに、「そうかな」とも思 うと思うのです。すると、日本では「財布を落してもかなり交番に届けてもらうしね」みた いなこともみな言い始めるのです。ただ、あれは悪いことをしたときの社会的なパニッシュ メントが怖くてやっているだけで、人間を信頼しているわけではないと僕は思います。

その点はすこし置いておいて、結局のところ「人間を信頼する」と答えておいたほうが得 をするような財政の制度設計というのは間違いなくあります。社会的信頼度のトップ3、4 は北欧ですが、北欧の人たちはすごいいい人たちで、彼らが普遍主義をつくって、人間を信 頼しているわけでも何でもない。ただ、そういうふうに人を信頼しておいたほうが得をする ような財政制度をつくってきているということだと思います。要するに、格差に鈍感な社会 を国民が許容するという道に対して、中間層が低所得層と連帯する方が得をする、そういう もうひとつの道を政治が意図的に作り出していく必要があるということです

〇質問 その点については、今非常に文学的な表現をされていますが、もうすこし具体的に 突っ込むと、例えば一律給付というのは、端的に言うと現物による介護サービスみたいなも のをもっと充実すべきだと、金銭的な給付ではなくてということですか。

〇回答金銭的なものを普遍主義化することも可能です。例えば、子ども手当は親の所得と は関係なしに全員に配るといった場合、これは普遍主義化と言っていいかと思います。でも、 普遍主義化の中心は現物給付です。明治以前のコミュニティで担ってきた様々な仕事、これ を吸収して自治体は発展しましたが、これらの仕事はすべて普遍主義的、つまり、誰もが受 益者であり、誰もが負担者だったのです。現物給付の普遍主義、例えば介護保険を例に考え ましょう。1割負担ができない人々はサービスを利用できないのです。しかも、ほとんどの 場合は 65歳以上しか使えないため、僕が帰りがけに車にひかれて障害者になっても介護保険 はなかなか使えないわけです。つまり、介護保険はみなが使える制度設計にはなっていない わけです。介護なら介護を必要とする人誰もが使える仕組みに変えるということが普遍主義 化なのです。

○質問 なるほど。普遍主義という以上はそこまでやるということですか。

〇回答 そのようにやっていく。そうすると、必ず言われるのが財政が破綻するという話で す。ところが、例えばですが、政府の財政規模の大小、つまり一般政府の対GDP比ですが、 このような政府の規模をX軸でとったとします。また、政府債務の対GDP比をY軸でとっ たとします。そして、OECD諸国を全部プロットするわけです。そのデータから明らかな ことは、財政規模の大小と政府債務の大小というのは何の因果関係もないということです。

みなそこを勘違いしていて、政府を大きくすると赤字が増えると思っているわけです。ま ずその誤解があるのですが、政府を大きくすることと財政赤字が大きくなることは無関係で すし、むしろヨーロッパの経験からわかることは、給付を出すことで納税の合意を整えてい るということです。逆に言えば、日本は給付が非常に限られている。先進国で最小の政府の 一つといっていいと思いますが、その小さな政府で巨大な財政赤字をつくっているわけです。 理由は簡単で、税収が足りないからです。したがって、パズルを変えるべきでして、どうす れば税収を上げられるかを考えることです。それは綺麗事や恫喝では無理でして、人々の受 益観にかかっていると思うのです。そこをどうするかというのがさきほどから言っている普 遍主義の議論なのです。

〇質問 なるほど。普遍主義の具体的な意味合いを私も最初のときやや誤解していた部分が ありましたが、今の説明を聞いて大分わかりました。

○質問 日本は、社民党まで、子ども手当ができるときになぜ貧乏な人に特化しないんだということを社民党党首も言っていましたし。ヨーロッパの社民主義は確実に普遍主義なのですが、なぜ日本の場合はそうなっていくのかなと思います。

○回答 一つには勤労の思想でしょう。僕は東京を脱出して小田原市民になったのですが、 小田原市は二宮尊徳が生まれたところで、勤労の思想と深いつながりのある自治体です。日 本人の勤労思想はとにかく厄介だなと思うのが一つですが、これが強いと財政の普遍主義化 は難しくなると思います。もっとまじめな話をすると、僕は今ずっと過疎地域を見ていて、 村落史の研究をしています。そして気づいたことなのですが、すこし専門的になってすみま せん、江戸時代に藩のレベルでつくられた「藩政村」というのがありまして、これと後の 「大字」という単位が一致するところとしないところがあるのです。そして、「大字」の中 で地区があって、その地区の中で集落が分かれている。この地区が1つの学校単位を持つ場 合もあれば、1つの地区の中で2つの学校があって、学校単位で地区が割れる場合もありま す。

この「藩政村」とか「大字」とか地区の単位がびしっと重なるのは北陸とか近畿とかで、 この辺は地域のコミュニティはものすごく強いのです。一方で、そこが少しずれているのは 西のほうなのです。ずれているほうはいろいろな問題にフレキシブルに対応するのです。で すが、それがびたっとなっているところは、横との違いというのがとにかくはっきりしてい て、排他意識がものすごく強いのです。

○質問 周りの集落とあまり交流できないのですか。

〇回答できないです。しかも、集落同士が競い合うのは水利権と関わっていて、水を争っ て血みどろの争いを繰り広げてきているためなのです。自分たちの集落のために物を共有し たり、部落協議費を払ったりするのは喜んでやるが、他の集落の人とモノやカネを共有する のはとにかく嫌なのです。これはどこへ行ってもそうです。例えば、共有林とか水を共有し たりするのは平気でして、しかも部落協議費とか氏神祭の費用はみな払います。ところが、 税は何が問題かというと、隣の集落のやつも使うということなのです。よって、税はとにか く嫌がるのですよ。これは冗談みたいな話ですが、日本人のネイチャーにかかわる問題だと 思います。

そんな人たちがみんな都市に来て大きくなっているから、人のために税を払うというのは すごい嫌がるというのは、日本のそういうコメ社会、水田社会と深く関係していると思いま す。というのは、アジアもコメ社会ですが、アジアの場合はモンスーンがあるため、水の心 配をしなくてよかったのです。日本はとにかくコメをつくるときに水が重要で、渇水期が訪 れると大変な争いになっていて、水を巡る争いがひどいからこそ集落間の割拠主義が明確で、 他の集落のために払う町や村の税というのはみんな忌み嫌っています。よって、戦前は寄附 が巨大です。学校でも何でも、寄附でつくっているわけです。

というような国民なので、皆にとって必要なものを皆で税を払うということは、社会党を もってしても、保守的基盤を持つ日本人の中から出てくる社会主義、社会民主主義であるた め、仕方がないのかなという気がします。

〇質問 私ももっと突っ込みたくなってきたんですが。ほかの方にもどうぞ発言のチャンスを。

〇質問 よろしいでしょうか。すこし下世話なところに戻ってくるんですが、教えていただ きたいのです。ものすごく勉強になりました、ありがとうございます。

法人税を地方で課すことの意味についてもう少し教えてもらいたいんですが、僕はデータ

を扱っている人間でして、法人税は結構難しくて。何が難しいかというと、所得を生み出し ているのはどこかというのが、よくわからないということがありまして。つまり、実質的に は本社の所在地でとってしまっているのです。したがって、東京都がこういうアンケート調 査を出すのはよくわかるのです。ただ、例えば研究開発なんてお金を生み出して売るわけで はないため、そうした部門は郊外や地方にあるのですが、法人税の分配はどのようにすれば いいのかと。

〇質問 要するに地方税として法人税を実施することの意味についてですね。

〇質問 そうですね、その意味はどう考えたらいいのかというのがよくわからなくて。そこ を教えてもらえたらと思います。

○回答 難しい問題です。ありがとうございます。

重要な質問だと思うのですが、一言で言ってしまえば、偏在性の問題をどう考えるかとい うことなのでしょう。ですから、地方レベルで法人に税をかけるとして、ほとんどが都市部 に集中している。外形標準化が進んでからは事業税はかなり偏在性は是正されてきましたか ら、現在は際立ってしまってますが、法人住民税の偏在性というのはすごいです。今、その 税収のいいところと悪いところの格差は9倍ぐらいあるでしょう。そういう中でどう考える のかということのように思うのです。したがって、さきほど僕は応益説を強調したのです。 実際にどれくらいの受益があるかということが問題なのではなくて、1ミリ、1グラムでも 受益がある以上は払わなければいけないというのが応益説の考え方なのです。よって、格差 がどんなに生じようが何だろうが、やはりそれは払わなければならない。その結果、生じた 格差をどう考えるかというのが一つの問題です。

それと、どこからお金が湧いてくるのかがわかりにくいというご指摘は極めて本質的で、 租税理論の中で法人税の位置づけが難しいのもそれと関係していると思うのです。人税的で あり、物税的であり、擬制説があり、実在説があり…。結局それは何かというと、市場経済 がなければ株式市場は存在しないわけです。市場経済がある大前提は私的所有権なのです。 私的所有権がなければ市場経済もないわけです、交換が成り立ちませんから。所有権があっ てはじめて交換できるわけです。私的所有権があって、市場経済があって、株式市場がある わけです。

ところが、株式市場というのはその所有の主体でもあり、所有される対象でもあるわけで す。つまり、株主によって所有されているし、一方で償却資産の議論とかもありますが、資 産等も所有するのです。よって、法人の存在そのものがそもそもアンビバレントなのです。 つまり、所有する主体であれば人税になるし、所有される客体であれは物税になるわけでし て、本来はこれで全部説明できるのですが、法人だけは所有する主体であり、所有される客 体でもあるということです。

このアンビバレントさから出発するため、どこでどう捕まえて税金をかければいいかわか らないというわけです。租税論者でもなかなかわからない点なのです。それは答えがないと しか言いようがなくて。逆に言うと、とりやすいところからとるというのも、税の政治術と しては一つの重要な論点です。よって、フローの収益にもかけるし、資産を持っていればそ の資産にもかけられるし、あらゆる局面でかけようとして、結局バラバラになっていくわけです。この点はすこし難しいです。

○質問 どんどん加熱ししてしまいそうなのですが。最後に私からも申し上げると、地方法 人課税という言い方で、そういう税制もあります。そういう考えもありますが、事業家に対 する課税だという考え方ももう一つ必要だと思うのです。つまり、法人化していない企業へ の課税もあるわけです。そういう問題と、都会で事業活動をやっているのと、局地的に事業 活動をやっているところと、全国的に展開している事業活動と、さらにはグローバルに展開 している事業活動もある。

そのあたりが企業活動の中にいろいろとミックスされているわけです。これらをどのよう にして1つの税制でカバーできるのか、あるいはカバーできないのか。この点はよくわかり ませんが、このあたりのミックスが、今まさに法人住民税あるいは法人事業税の中でせめぎ 合っているというふうに今回のお話からは見えました。大変に刺激的なお話で、さらに議論 をやりたいような気分ですが、どうもありがとうございました。

参考文献

Arnold, J. M., Brys, B., Heady, C., Johansson, Å., Schwellnus, C., & Vartia, L., "Tax Policy for Economic Recovery and Growth," <i>The Economic Journal, 121(550),</i> <i>F59-F80</i> , 2011.
Arnold, J.M. "Do tax structures affect aggregate economic growth?" OECD economics department working papers No.643.
Crawford et. al., <i>Value Added Tax and Excises</i> , prepared for the Report of a Commission on Reforming the Tax System for the 21st Century chaired by Sir James Mirrlees, Institute for Fiscal Studies, 2008.
Tannenwald, R., K. Bradbury, and Y. Kodrzycki. "The Effects of State and Local Policies on Economic Development: An Overview." <i>New England Economic Review, March/April</i> , 1997.
Xing, J., "Tax structure and growth: How robust is the empirical evidence?" <i>Economics Letters</i> , <i>117(1)</i> , 379-382, 2012.
篠原 健「政府の規模と経済成長:潜在的国民負担及び支出内容の両面からの分析」 フィ ナンシャル・レビュー, 2013(4), 135-147, 2013.
関口智「グローバル経済下の法人税制」神野直彦ほか編『社会保障と税制改革』イマジン 出版、2013年。

日本経済研究センター「法人税率 10%引き下げを」2014年。